

審議項目 1 関係資料

第3 3次地方制度調査会の審議項目

1. 地方制度のあり方を調査審議するに当たり踏まえるべき、「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等」及び「ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点」として、何を捉えるべきか。

- デジタル・トランスフォーメーションの進展が、地域社会や地方行政に与える影響とその課題について、住民からの視点も踏まえ、どのようなものが考えられるか。
- 新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題とその要因について、どのようなものが考えられるか。
- ポストコロナの経済社会において、人口減少・高齢化等の人口構造の変化やこれに伴う資源制約、感染症等の事態への機動的な対応をはじめ、地域社会や地方行政に生じることが見込まれる変化・課題として、どのようなものが考えられるか。
- 以上について、個別分野の法令・制度に係る課題を踏まえつつも、地方制度のあり方に関する課題として捉えるべきものとして、どのようなものが考えられるか。

2. 1を踏まえ、「国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係」として、どのようなことが考えられるか。

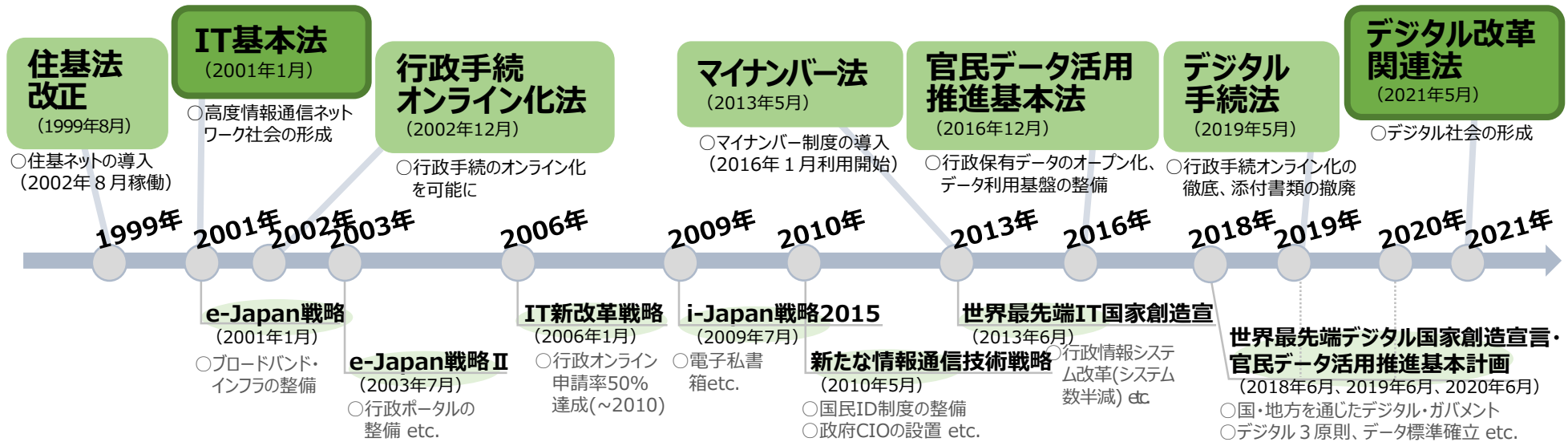
- 国と地方の役割分担のあり方について、どのように考えるか。国に求められる役割、地方公共団体に求められる役割として、これまでの考え方を改めて整理、再定義した方が良い点、見直すべき点があるか。
 - ・ 例えば、非平時においては、平時と異なる考え方で役割分担を整理すべきか。あるいは、非平時への対応は、役割分担の考え方とは別に考えるべきか。
 - ・ 国と地方の具体の事務に係る、必要なリソースの確保や情報の把握・共有のあり方について、どのように考えるか。
- 国と地方公共団体との間の連携・協力のあり方について、どのように考えるか。相互の連携・協力の実効性を高めていくことが必要だとした場合、その方策について、どのように考えるか。
 - ・ 国に求められる役割を發揮するため、国が地方公共団体に対して関わる方策や、地方公共団体の実情を的確に把握するための方策について、どのように考えるか。
 - ・ 国と地方の相互のコミュニケーションや協議のあり方、国の施策に対する地方公共団体の意見反映のあり方について、どのように考えるか。
- 広域の地方公共団体としての都道府県に求められる役割や、住民に最も身近で基礎的な地方公共団体としての市町村に求められる役割及びその役割分担のあり方について、どのように考えるか。
- 地方公共団体相互間の連携・協力のあり方について、どのように考えるか。相互の連携・協力の実効性を高めていくことが必要だとした場合、その方策について、どのように考えるか。
 - ・ 大都市圏における都道府県を越えた広域的な課題への対応を円滑に行うための方策について、圏域内の大都市の役割を含め、どのように考えるか。
 - ・ 地方圏を含め、都道府県単位で広域的な対応が求められる場合や都道府県による市町村の補完・支援が必要な場合における、都道府県と大都市を含む市町村との連携・協力について、どのように考えるか。
- 国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連携・協力の実効性を高める観点において、デジタル技術の活用のあり方について、どのように考えるか。
- 国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連携・協力の実効性を高める観点において、住民、コミュニティ組織、NPO、企業など地域社会を支える多様な主体に期待される役割や、公共私連携・協力のあり方について、どのように考えるか。等

3. 2のほか、「その他の必要な地方制度のあり方」として、どのようなことが考えられるか。

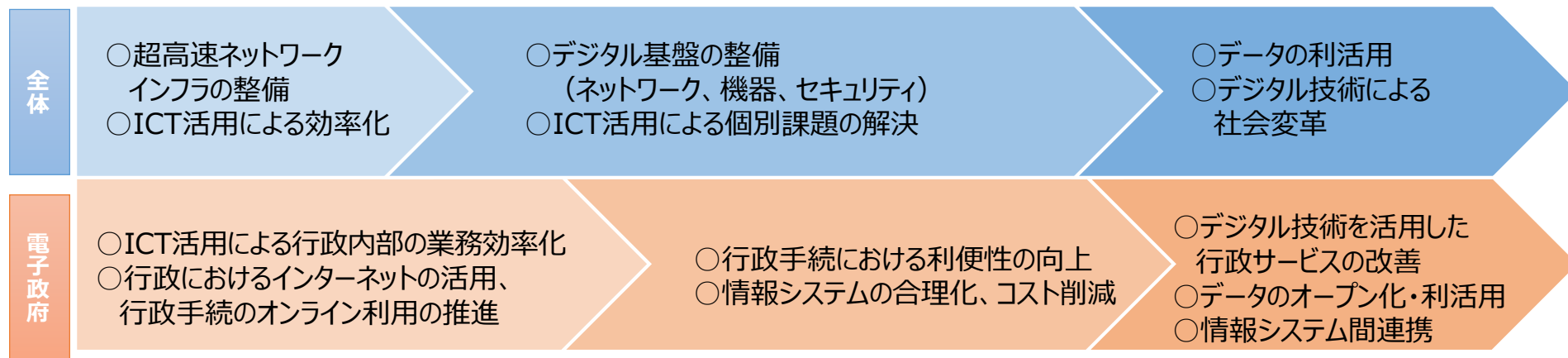
- 地方議会の位置付けや議員の職務の明確化、多様な層の住民の議会への参画につながる環境整備など地方議会のあり方について、どのように考えるか。 等

1. デジタル・トランスフォーメーションの進展について

主な法改正



政府戦略の動向



背景・潮流

- 一般家庭へのパソコン・インターネットの普及
- ICTを活用した経営情報の分析やインターネットによる宣伝・販売手法の一般化
- 光ファイバーの普及などネットワークインフラ整備の進展、スマホの登場
- GAFANAなどプラットフォーマーの隆盛、オープン化戦略の普及
- クラウド、IoT、AIなど新たな技術の普及によるICTの高度化
- ICTによる事業創造 (ビッグデータ分析)、デザイン・ユーザー指向

- デジタル社会形成基本法に基づき策定される「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、デジタルにより「目指す社会の姿」（デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会）を実現するためには①～⑥が求められるとされ、その課題認識が示されている。

① デジタル化による成長戦略

- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応で行政の非効率性が顕在化。デジタルを最大限活用して我が国の様々な課題の解決を図らなければ世界に追いつくのは不可能との認識。

② 医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化

- ・ 医療、教育、防災、こども等の様々な切り口から断片的・画一的なサービスが提供されている状況にある。

③ デジタル化による地域の活性化

- ・ デジタルは、地域の課題を解決する可能性を飛躍的に増大し、データ収集やアイデア・手法の共有・全国展開も容易にする力を持つ。しかし、インフラ整備が不十分、国と地方、地方と地方、分野と分野で、多くの場合データが繋がっていないなどの課題がある。

④ 誰一人取り残されないデジタル社会

- ・ デジタル技術の進展により、自分に合ったスタイル（音声、視線の動き等）でデジタル機器・サービスを利用可能となる等、従来できないと諦めていたことが可能な時代になってきている。

⑤ デジタル人材の育成・確保

- ・ デジタル改革の担い手となる人材の充実が不可欠であるが、社会全体に必要な人材が質・量ともに充実しているとは言い難い。

⑥ D F F T の推進を始めとする国際戦略

- ・ セキュリティ上の懸念、情報の極端な偏在、競争上の課題などが世界的に顕在化。現時点では、これらの課題に対応するための国際枠組みが複数存在し、整合性の確保等が課題。

①標準化と地方の自主性・自立性への配慮

- ・ 地方公共団体が創意工夫を発揮する余地が比較的小さく、標準化が求められる程度が高いタイプの業務については、国による率先した標準化の推進が必要。
- ・ 一方、行政事務の効率化を図るためのデジタル化の進展により、行政事務のあり方に関する裁量の余地がなくなり、地方の自主性が損なわれることを懸念。
- ・ 自治体独自の施策についても継続して実施できる形で、ガバメントクラウド上にシステム構築できるよう配慮する必要。

②地方意見の反映

- ・ 国・都道府県・市町村を通じて利用するシステムの構築に当たっては、地方の意見を十分に踏まえる必要。
- ・ 新たなシステムの構築に当たっては、大都市部の事業者のみならず、地域の事業者も含めて参画できるよう配慮が必要。

③人材育成等

- ・ 地方部を中心に、デジタル技術に精通している人材やノウハウが不足。
- ・ デジタル人材の育成については、専門的知識が必要であり、外部機関への派遣も含め研修等を継続的に実施していくことが必要。
- ・ DX推進に関わる職員は、単にICTに通じているだけでは足りず、自治体業務の経験と知識が不可欠。課題解決力やプロジェクトマネジメント能力、現状を変える意欲や姿勢を持つ人材が必要であり、育成には中長期的な取組が必要。
- ・ ガバメントクラウドに参入できる事業者が都市部に偏ると、地方から都市部へのデジタル人材の流出・偏在が懸念される。

④住民のデジタルリテラシーの向上

- ・ 高齢者や低所得層などにおいて、いわゆる「デジタル・デバイド」が生じないよう留意が必要。

⑤迅速な情報共有

- ・ 効果的なシステム構築の必要性に加え、施策実施に当たっては必要な個人情報のスムーズな共有が重要。

⑥行政事務の効率化・住民の利便性向上

- ・ デジタル技術の活用は、住民の利便性向上とともに、地方公共団体が、固定的・定型的な業務から解放され、人口減少・少子高齢化の本格化や生産年齢人口の減少等に伴う新たな課題への対応に注力できるようになることに意義がある。
- ・ デジタル技術に慣れていない住民への配慮のため、特に導入期においては行政サービスをデジタル・アナログの両面で提供することが不可避であり、必ずしも行政の負担減につながらないことに留意が必要。

デジタルにより目指す社会の姿と地方制度のあり方①（デジタル化による地域の活性化）

デジタルにより「目指す社会の姿」を実現するための取組方針：デジタル化による地域の活性化

【デジタル社会の実現に向けた重点計画（概要）】（デジタル庁）

課題認識

デジタルは、地域の課題を解決する可能性を飛躍的に増大し、データ収集やアイデア・手法の共有・全国展開も容易にする力を持つ。しかし、インフラ整備が不十分、国と地方、地方と地方、分野と分野で、多くの場合データが繋がっていないなどの課題あり。

目指す姿

地方の共通基盤を国が提供することなどにより、地域からデジタル改革、デジタル実装を推進。地方分散型社会の実現、地域で魅力ある多様な就業機会の創出等を図り、地域の課題が解決され、各地域で培われてきた地域の魅力が向上する社会

- 国による情報インフラ整備、デジタル人材の育成、デジタルによる雇用の増加やエンターテインメントの実現等、**地域のデジタル実装の推進**
- 地方公共団体の情報システムの統一・標準化、行政手続の簡素化・オンライン化、ワンストップ・プッシュ型のサービスの実現等、**デジタル・ガバメントの推進**
- 地域の**人材と地域課題のネットワーク化**を実現し、地域コミュニティの力を引き出し地域の自立を促すための取組の推進（地方公共団体が自ら課題を公開し、地域課題の解決に関する提案・共創の募集を促すことで、若年層の移住・新規ビジネスの創出を図る等）
- 以上により、地域雇用の創出、企業の販路開拓、脱炭素化・循環経済への移行の加速等を実現し、地方の魅力をそのままに、都市の利便性を享受できる「**デジタル田園都市国家構想**」に寄与

デジタル化のための地方の共通基盤①（構造改革のためのデジタル原則）

○「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、デジタル改革と規制・制度、行政や人材の在り方まで含めた本格的な構造改革を行うことでデジタル社会を実現するとの問題意識の下、**デジタル共通基盤の利用やシステム間の総合運用性の確保等の「構造改革のためのデジタル原則」**（令和3年12月 デジタル臨時行政調査会）を踏まえ、規制の横断的な見直しを行うこととされている。

第7層 新たな価値の創出		改革を通じて実現すべき価値 (デジタル社会を形成するための基本原則：①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献)
アーキテクチャ		構造改革のためのデジタル原則
第6層 業務改革・BPR/組織	原則① デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること 国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
第5層 ルール	原則② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
第4層 利活用環境	原則③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル)	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
第3層 連携基盤	原則④ 相互運用性確保原則	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを楽しむよう、 <u>国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。</u>
第2層 データ	原則⑤ 共通基盤利用原則	ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、 <u>官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。</u>
第1層 インフラ		

デジタル化のための地方の共通基盤②（地方公共団体の情報システムの標準化1/2）

第1回専門小委員会
資料

※標準化法：「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）（令和3年9月施行）

標準化法制定前

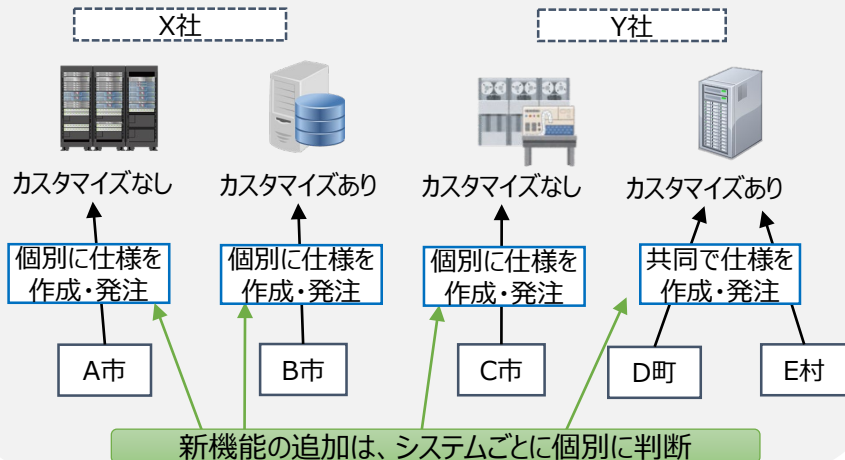
地方公共団体ごとに情報システムを調達し、カスタマイズが行われている

- ・ 維持管理や制度改正時の改修等において**個別対応を余儀なくされ、負担が大きい**
- ・ 情報システムの差異の調整が負担となり、**クラウド利用が円滑に進まない**
- ・ 住民サービスを向上させる**最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい**

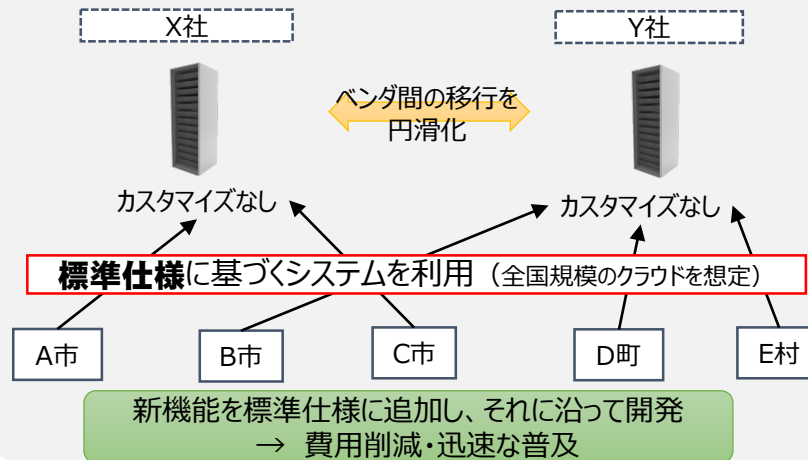
標準化法制定後

- ・ 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、**標準化の対象となる事務（※1）を特定**
- ・ 地方公共団体が標準化対象の事務処理に利用する**情報システムは、標準化のための基準に適合することが必要（※2）**
- ・ 標準化対象業務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、標準化対象業務以外の事務を処理するために**必要な最小限度の追加等が可能**

<現状>



<標準化後>



※1 **20業務**（児童手当、子ども・子育て支援、住民記録、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当）

※2 **令和7年度までに、基準に適合した情報システム（標準準拠システム）への円滑な移行を目指す**

デジタル化のための地方の共通基盤②（地方公共団体の情報システムの標準化2/2）

【デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）（抄）】

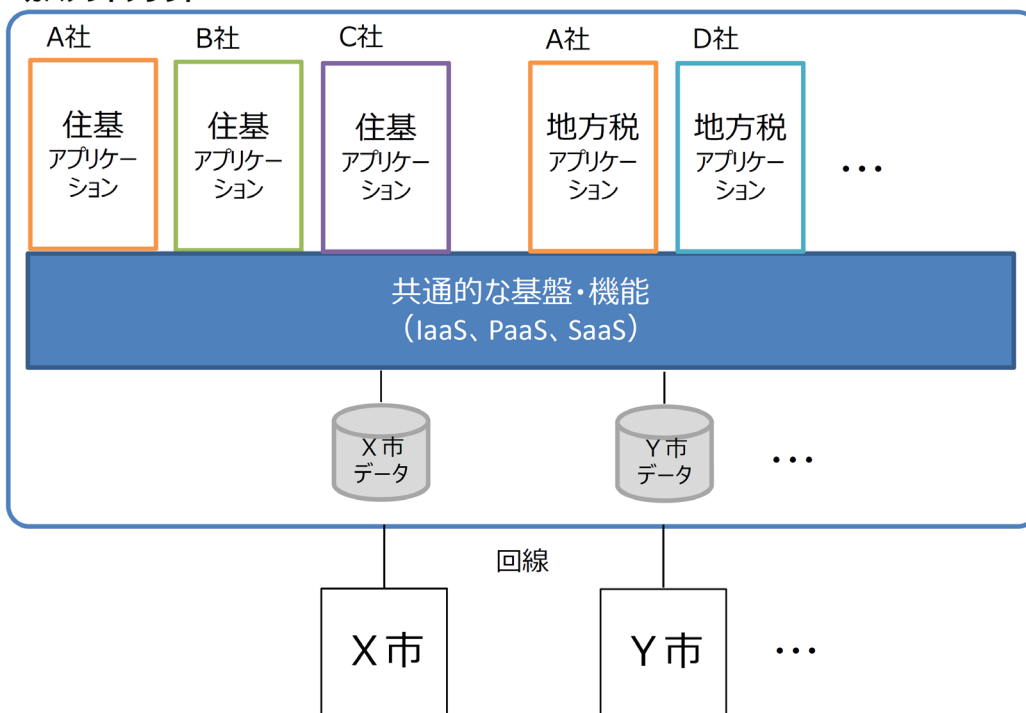
- 地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革（BPR）の徹底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（略）に規定する標準化基準（略）への適合とガバメントクラウドの活用を図る、地方公共団体の基幹業務（※）等システムの統一・標準化を、地方公共団体と対話を行いながら進める。
- 基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

※基幹業務：住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理（20業務）

具体的には・・・

- ① 複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した基幹業務等のアプリケーションをガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを選択することが可能となるような環境の整備を図る。
- ② その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。
- ③ ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避する。
- ④ スタートアップや地方のベンダーも含め、各ベンダーにおいては、自らクラウド基盤を整備することなく自社が開発したアプリケーションが全国展開する可能性が広がることとなる。
- ⑤ 標準準拠システムは、データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合することにより、当該データの公共サービスメッシュへの連携を迅速かつ円滑に行える拡張性を有することとなる。

ガバメントクラウド



※デジタル庁資料（令和4年4月）

デジタル化のための地方の共通基盤③ (地方公共団体の個人情報保護制度の共通ルール化)

※「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第37号)による個人情報保護法改正(令和5年4月施行予定)

第1回専門小委員会
資料を一部修正

個人情報保護法改正前

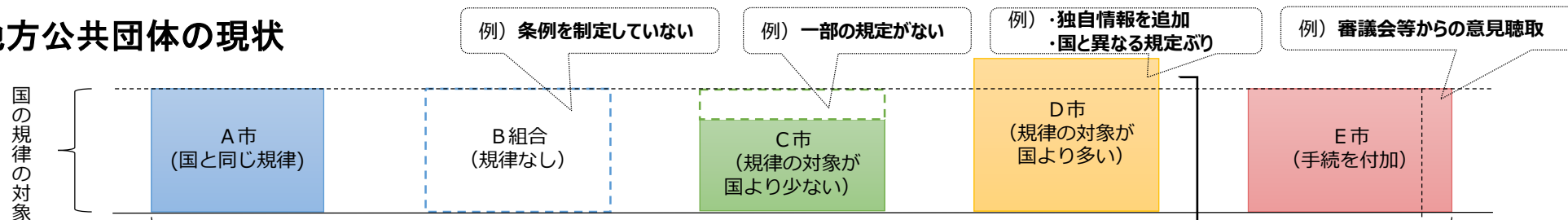
地方公共団体ごとに個人情報保護条例を制定し、各団体において個別に運用

- ・ 団体ごとの条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となり得る、求められる個人情報保護の水準を満たさない団体がある等の指摘(いわゆる「2000個問題」)
- ・ 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR 十分性認定など国際的な制度調和と、G20大阪首脳宣言におけるDFFFTなど我が国の成長戦略への整合の要請

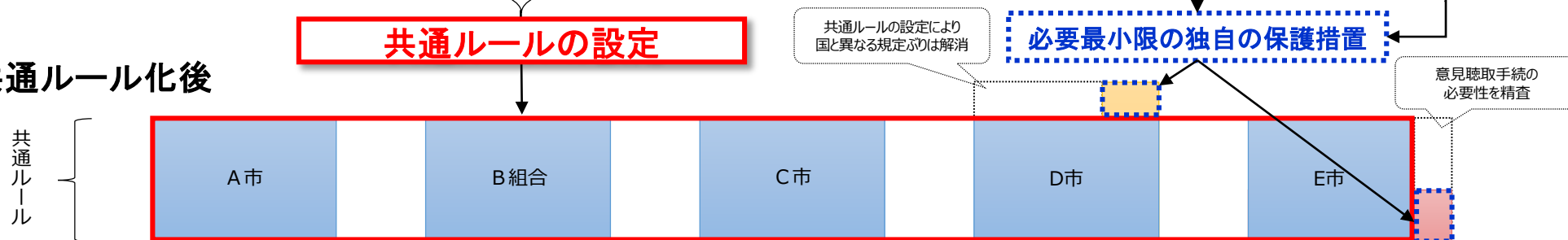
個人情報保護法改正後

- ・ 国と併せ、地方公共団体の機関も個人情報保護法の対象とする
- ・ 個人情報の取扱い(保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限等)等について、**国と同じ規律を適用**
- ・ 個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、**国の行政機関に対する監視に準じた措置**を行う
- ・ **特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定**することができる

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



「規制改革」としての制度・様式共通化の要請の拡大

- 近年、条例による地方の独自規制をはじめ、地方公共団体間の各種様式や制度運用のばらつきが国民や事業者の負担になっているとして、デジタル化の進展も踏まえ、このような「ローカルルール」の見直しの要請が拡大している。

【参考：政府方針における言及例】

- **規制改革・民間開放推進会議第2次答申（2005年12月21日）**
 - ・ 「地方自治法第245条の4に定める技術的な助言、勧告を内容とする通知の中には、全国一律で義務付けを行う方が国民にとって望ましいものが存在する」
- **規制改革会議第4次答申（2016年5月19日）**
 - ・ 「地方自治体における条例等に基づく規制について、地域の実情等に照らして必ずしもその理由が明確でないものもあるとの指摘」
- **規制改革推進会議「規制改革推進に関する答申」（2020年）**
 - ・ 「地方公共団体が受け手となる手続については、国等の手続と比べてもオンライン利用が進んでおらず、申請項目、書式、添付書類に係る取扱い等が地方公共団体ごとにバラバラであることとあいまって、特に、地域をまたいで活動する事業者にとって大きな負担となっている。また、国民への迅速かつ確かな行政サービスの提供という観点からも、地方公共団体がバラバラにシステム開発を行う現状の見直しが必要である。」
- **規制改革推進会議「規制改革推進に関する答申」（2022年）**
 - ・ 「各種様式や法令の解釈・運用に地域ごとのばらつきが存在し、これが国民や事業者の負担になっているという、いわゆる「ローカルルール」の問題が指摘されている。…こうしたローカルルールについては、企業活動の広域化や行政手続のデジタル化の進展も踏まえ、手続様式の標準化、法令解釈や法令の趣旨を踏まえた運用の適正化・精緻化といった必要な措置を講じていく必要がある。」

（参考）第1次地方分権改革時の「規制改革」

- 「規制改革」は、第1次地方分権改革時には、中央集権型行政システムを変革する手段として、国から地方への権限移譲や関与の縮小などに力点を置いた。

【参考：政府方針における言及例】

- **第2次臨時行政改革推進審議会中間答申「国と地方の関係等に関する答申」（1989年12月20日）**
 - ・ 「国・地方を通じ、公的規制の緩和、民間能力の活用等を積極的に推進し、不要・不急の行政事務・事業の整理を進める。これを前提として、以下の措置をとるものとする」
 - ・ （以下の措置として、）「権限移譲等の推進」「国の関与・必置規制の廃止・緩和等」「機関委任事務の整理合理化」「改善等の実施推進」
- **地方分権推進委員会中間報告（1996年3月29日）**
 - ・ 「地方分権の推進は、「国から地方へ」の権限委譲であり関与の縮小である。その限りにおいてそれは、「官から民へ」の関与の縮小を求め「官主導から民自律へ」の転換を追求している規制緩和の推進と、軸を一にしている。規制緩和と地方分権は、中央集権型行政システムの変革を推進する車の両輪なのであって、この双方が並行して徹底して推進されたときに初めて、「第三の改革」が成就するのである。」

デジタル化に係る地方の意見反映の仕組み

- 地方行政のデジタル化に関する国の施策の立案に当たって、国に対して、地方 6 団体など地方に対する意見聴取や、地方の意見反映プロセスの導入を法制度上求めている例がある。

デジタル社会形成基本法(令和3年法律第35号)

(デジタル社会の形成に関する重点計画の作成等)

第三十七条 政府は、この章の定めるところにより、デジタル社会の形成に関する重点計画（以下この章において「重点計画」という。）を作成しなければならない。

2 重点計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一～十五 （略）

3 （略）

4 内閣総理大臣は、サイバーセキュリティ戦略本部及び個人情報保護委員会の意見を聴いて、重点計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 **内閣総理大臣は、重点計画の案において、地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策について定めようとするときは、当該施策について、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長又は町村議会の議長の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の意見を聴かなければならない。**

6・7 （略）

8 第四項から第六項までの規定は、重点計画の変更について準用する。

デジタル化に係る地方の意見反映の仕組み

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)

第二章 基本方針

- 第五条 政府は、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
一～五（略）
 - 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣（標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する大臣をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）その他の関係者の意見を聴かなければならない。**
 - （略）
 - 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 標準化基準等

（地方公共団体情報システムの標準化のための基準）

- 第六条 所管大臣は、その所管する標準化対象事務に係る法令又は事務に係る地方公共団体情報システムに必要とされる機能等（前条第二項第三号イからニまでに掲げる事項を除く。）について、主務省令（所管大臣の発する命令をいう。）で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を定めなければならない。
- （略）
 - 所管大臣は、第一項の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び総務大臣に協議するとともに、地方公共団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。**

（各地方公共団体情報システムに共通する基準）

- 第七条 内閣総理大臣及び総務大臣は、第五条第二項第三号イからニまでに掲げる事項について、デジタル庁令・総務省令で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を定めなければならない。
- （略）
 - 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。**

デジタルによる地域の課題解決

- 地域におけるデジタル技術の活用が、仕事の場の確保、教育機会や医療の充実など、地域の社会課題の解決につながる可能性がある。

【仕事の場の確保、教育機会・医療の充実に関する取組例】

福島県会津若松市の例

ICTオフィスを核とした 「仕事の場の確保」

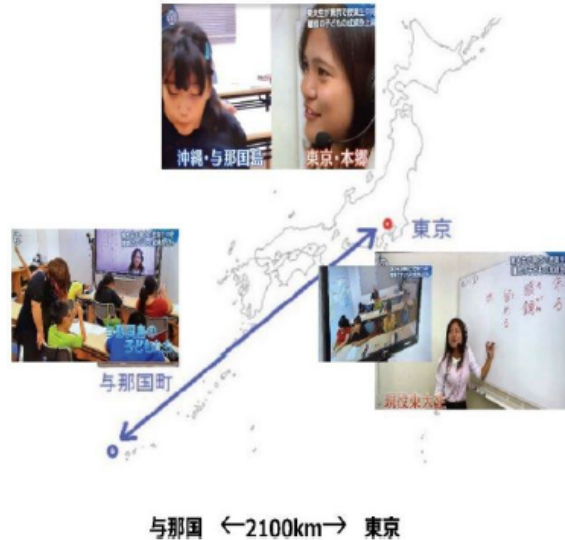


○デジタル技術を様々な分野で活用し、まちを活性化し、生活の利便性を高める「スマートシティ会津若松」を推進

○ICTを活用したオフィス「AiCT」を整備し、国内外の37社・200名超が勤務しており、地域における新たな「仕事の場」を創出

沖縄県与那国町の例

遠隔双方向ライブ授業による 「教育機会の充実」



○テレビ会議システムを用いて、町営塾の生徒と東京の大学生講師がコミュニケーションをとりながら遠隔双方向の授業を実施

○地方に都会と同水準の学習環境が整備され、導入から3年間で全国学力テストにおいて全科目で全国平均を上回る等の効果が発現

長野県伊那市の例

医療×MaaSによる 「医療の充実」



○医療機器を装備した移動診療車に看護師が乗車し、テレビ電話により医師が遠隔地から患者を診察。

○配車システムにより、患者と医師が合意したスケジュールに応じ、効率的なルートで患者宅を巡回し、患者、医者双方の負担を軽減

デジタルにより目指す社会の姿と地方制度のあり方②（デジタル人材の育成・確保）

デジタルにより「目指す社会の姿」を実現するための取組方針：デジタル人材の育成・確保

【デジタル社会の実現に向けた重点計画（概要）】（デジタル庁）

課題認識

デジタル改革の担い手となる人材の充実が不可欠であるが、**社会全体に必要な人材が質・量ともに充実しているとは言い難い。**

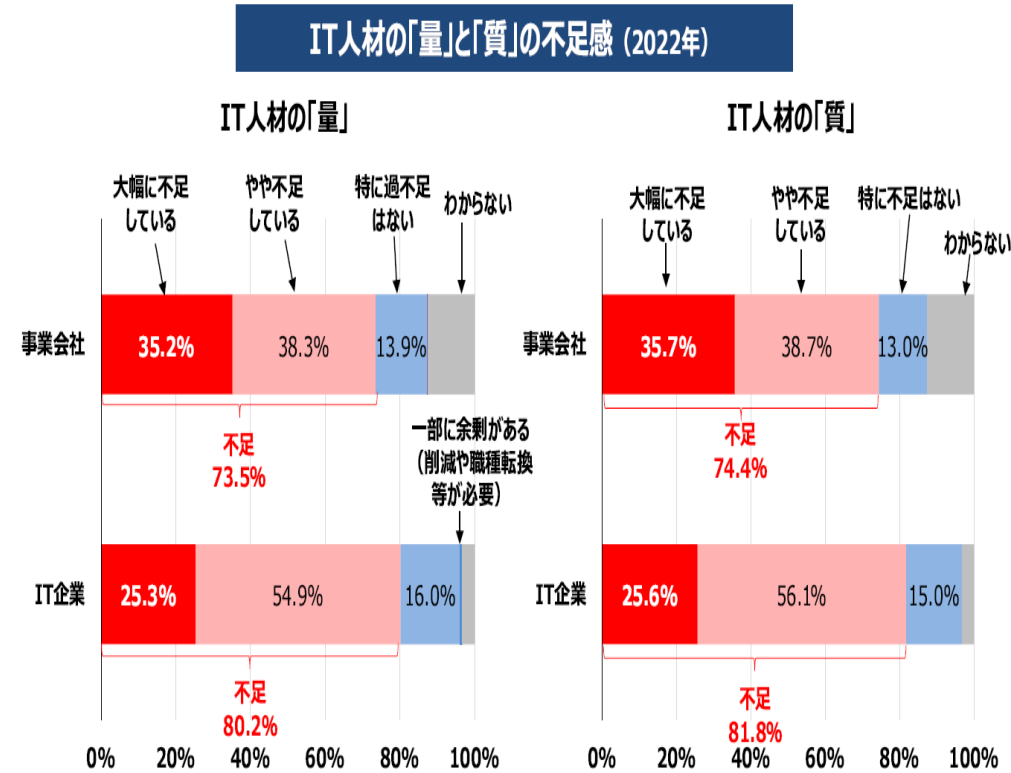
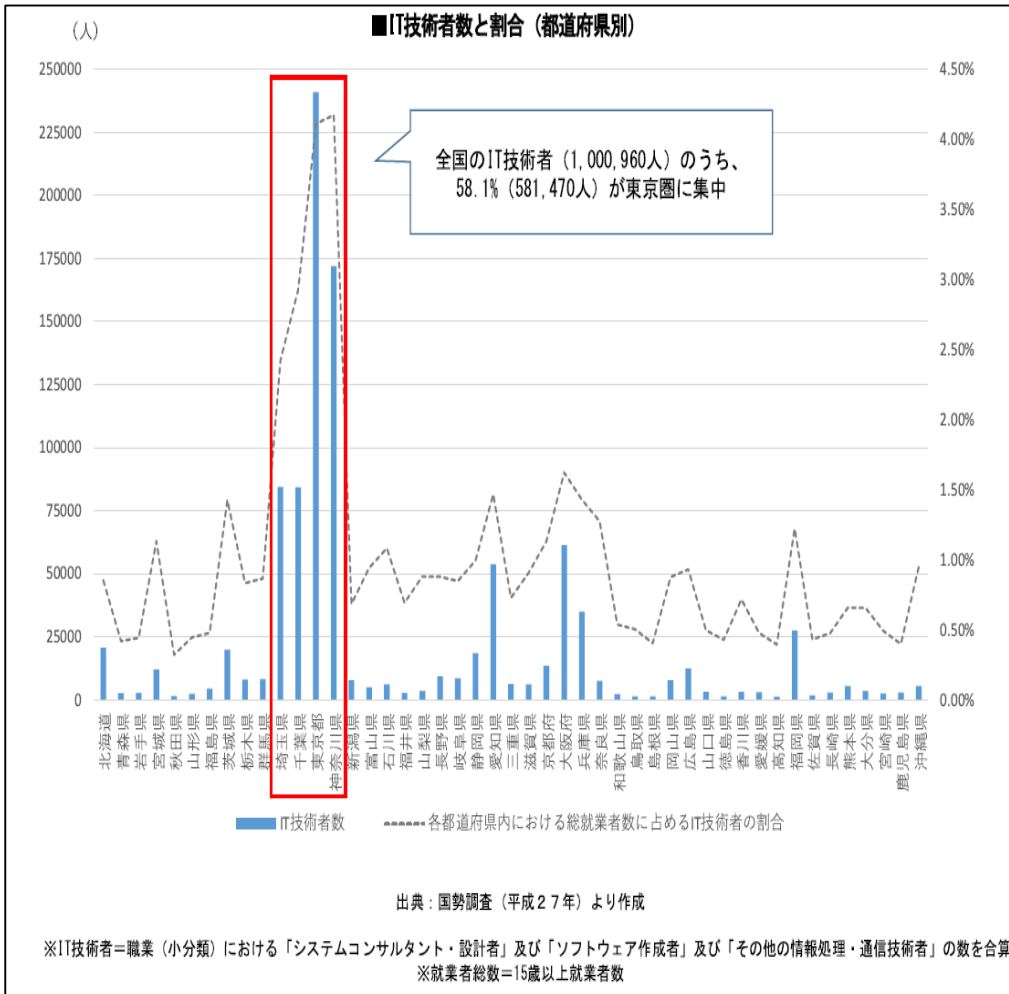
目指す姿

ライフステージに応じた**デジタルリテラシーの向上**や、**官民学**を行き来しながらキャリア形成ができ、人材の**創造性を生かせる環境**の整備を推進し、**人材の底上げと専門性の向上**を図り、一人ひとりのデジタル人材が活躍する社会

- **デジタル庁自身**が、デジタル人材の能力を最大限活用。行政機関におけるデジタル人材の育成・確保
- 国民が**ライフステージに応じたICTスキル**を学べる環境の整備
- デジタル人材が官民学を行き来してキャリアを積める環境の整備、**地域におけるデジタル人材**の育成・確保
- **目指す社会の実現に必要なとなる人材像**を検討し、その結果を公表。地域におけるデジタル人材の育成・確保、デジタル分野のジェンダーギャップの解消、外国人人材の活用の在り方も含め、**官民学の様々な主体**による**実効性のある対策**に繋げる

デジタル人材の現状と課題

- 全国のIT技術者の**58.1%**が東京圏に集中しており、デジタル人材が大都市へ偏在していることが課題。
- 企業を対象とした調査においても、IT人材の「量」「質」ともに不足していると回答する企業が圧倒的に多い。



(注) ここでは情報通信業の情報サービス業を営む企業をIT企業としている。事業会社とはIT企業以外の企業。2022年1月7日～1月26日にかけて調査を実施。回答企業数は、事業会社1,046社、IT企業889社。左図は、「御社では、事業戦略上必要なIT人材の「量」を現在十分に確保できていますか。」との質問。右図は、「御社では、事業戦略上必要なIT人材の「質」を現在十分に確保できていますか。」との質問。
(出所) 独立行政法人情報処理推進機構「デジタル時代のスキル変革等に関する調査(2021年度)企業調査報告書」(2022年4月)を基に作成。

デジタル人材の確保の取組

- デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）において、育成したデジタル人材が都市部に偏在することのないよう、地方へ人材還流を促進するための取組が示された。
- 国における地方公共団体のデジタル人材確保支援として、民間事業者と連携し、地域のDX等を支援できる社員を「デジタル専門人材」として、人材を求める地方公共団体に派遣している。

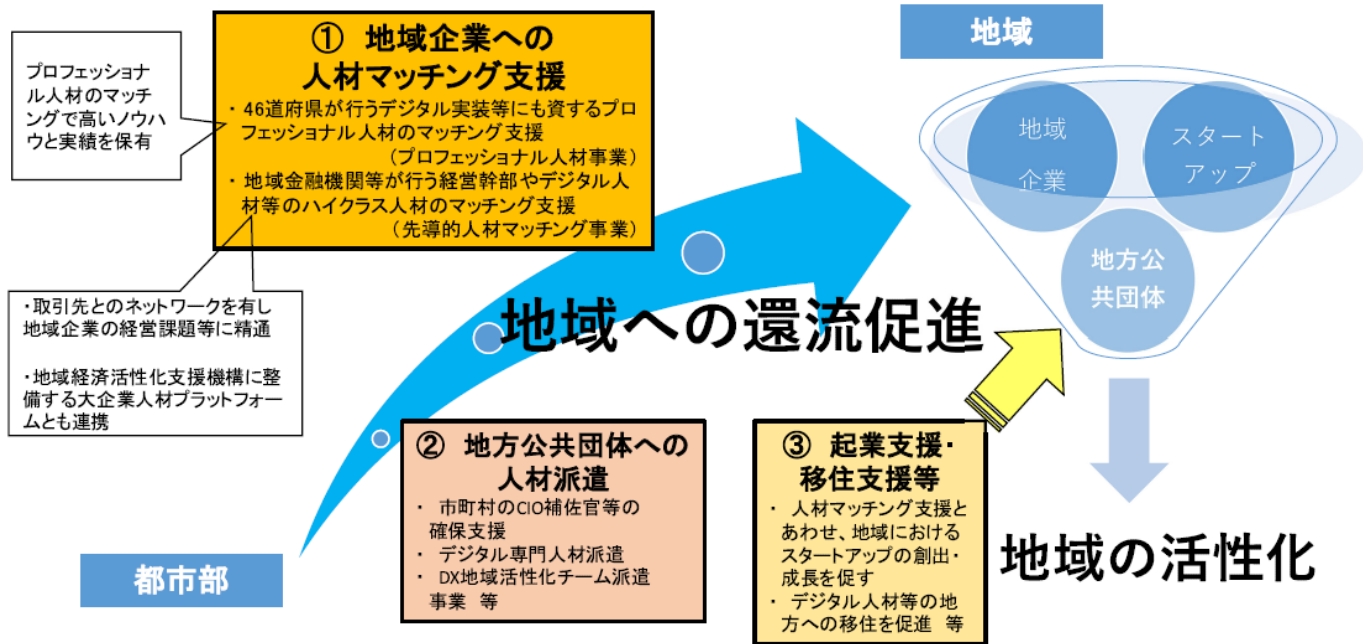
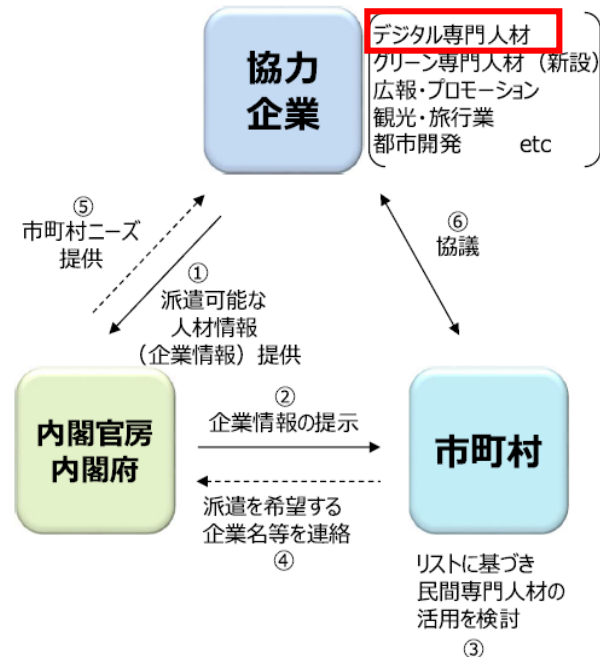
デジタル人材地域還流戦略パッケージ

- 地域へのデジタル人材等の還流と地域人材市場の育成、マッチングビジネスの早期市場化・自立化を図ることを目的に、『デジタル人材地域還流戦略パッケージ』を集中的に実施。
 - ① [地域企業への人材マッチング支援] プロフェッショナル人材戦略拠点と、地域金融機関、株式会社地域経済活性化支援機構が緊密に連携して行う取組を強化するとともに、スタートアップの実情を把握するベンチャー・キャピタルやスタートアップ専門の職業紹介事業者等とも連携し人材マッチングを支援。
 - ② [地方公共団体への人材派遣] 地域課題解決において中核的な役割を担う地方公共団体に対するスキルの高い外部人材の派遣を促進。
 - ③ [起業支援・移住支援等] デジタル等を活用した地域の社会的課題の解決を目指す起業等を支援。

地方創生人材派遣制度（民間人材派遣）

- 地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある民間人材であって、地域課題の解決を図ることのできるデジタル分野等の専門人材を派遣。
- ①市町村の人材ニーズを把握するとともに、②ニーズに対応できる人材に係る企業情報を取りまとめ、③市町村等に情報リストとして提供する等のマッチング支援が実施されている。

【施策のイメージ】



◎ デジタル・トランスフォーメーションの進展が、地域社会や地方行政に与える影響や課題

- デジタル・トランスフォーメーションの進展が、地域社会や地方行政に与える影響については、住民からの視点も踏まえ、概ね以下のように整理できるのではないか。
- デジタル技術の活用は、人口減少やこれに伴い地域社会が直面している交通、医療、教育等様々な面で顕在化している課題を解決し、住民が場所、年齢、性別等にかかわらず、ライフコースやニーズに応じて安心して快適な暮らしを営むことができる地域社会の実現につながる可能性がある。
- 行政のデジタル化は、住民の利便性の向上の契機となる。住民視点・利用者視点で、U I ・U X に配慮した簡易で分かりやすい行政手続・サービスを実現するオンライン化が求められる。また、データの利活用等により、住民一人ひとりの状況等に応じて、地方公共団体がきめ細かいサービスを低廉なコストで提供できる可能性がある。
- また、行政のデジタル化は、行政運営の一層の効率化の契機にもなる。システムで代替しうる業務はシステムにゆだね、職員は職員でなければできない業務に注力できるようになる。システムについては、各地方公共団体の枠を越えてネットワーク上での共同利用等（クラウド化）が進む。デジタル技術の実装に当たっては、業務プロセスを見直し、事務処理のあり方そのものを構築し直すBPRが求められる。
※BPR…Business Process Re-engineering
- デジタル・トランスフォーメーションの進展に対応した地方行政のデジタル化に伴う課題について、当調査会として国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係等を議論するに当たり焦点を当てるべき課題としてどのようなものがあるか。例えば、以下のような視点で捉えることができるか。

<DXの進展と地方自治との関係>

- 地方自治の意義やありようは、DXの進展によってどのような影響を受けるか。デジタル技術の性質上、統一化・共通化・効率化が求められる地方行政のデジタル化と、個々の自治体の自主性・自立性が十分発揮されることを目指し、多様性を尊重する地方自治との調和をどのように図るべきか。
- DXの進展に応じて、例えば住民との関係において、地方公共団体に求められる役割は変わりうるか。

＜国・地方関係＞

- ・ 地方行政のデジタル化において、例えば、国・地方を通じた共通基盤（制度・システム）の整備などにおいて国が担う役割が増大しているが、国と地方の役割分担の考え方においてどのように整理されるか。
- ・ 地域差なくデジタル化の恩恵を広める・最適化を図る観点から、例えば、これまでは地域の自主性・自立性に委ねられてきた行政サービス提供の手法（How）について、国による統一的な対応、標準化、共通基盤の活用を進めることについてどのように考えるか。あるいは、地方公共団体が共同して対応することは考えられるか。
- ・ デジタル技術の活用により、住民により身近なところで事務を処理するのではなく、国が（あるいは地方が共同して）処理するほうが住民の利便性や行政の効率性の観点から適当と言える事務が生じると考えられるか。他方、オンライン化や自動化になじまず、地方公共団体による現地での処理が適当な事務もあると考えられるか。
- ・ 国による統一的な対応、標準化、共通基盤の活用を進めるに当たっては、地方公共団体の事務処理の実態を把握し、その意見を丁寧にくみ取り反映させることがより重要になるか。それをどのように行うべきか。

＜地方公共団体相互間の関係＞

- ・ 地方行政のデジタル化に広域自治体である都道府県が果たす役割は何か。また、DXの進展によって、都道府県が果たすべき役割が変わりうると考えるか。
- ・ DXの進展は、地方公共団体間の広域連携や公共私連携のあり方にどのような影響をもたらすか。

＜その他＞

- ・ 地方行政のデジタル化への対応に当たって、地方公共団体間格差への対応など想定される課題にどう対応すべきか。例えば、不足するデジタル人材の確保・育成においてどのようなことが考えられるか。

2. 新型コロナウイルス感染症対応について

政府有識者会議とりまとめ・政府対策本部決定

政府有識者会議

○ これまでの新型インフル特措法[※]に基づく対応や保健・医療の提供体制の構築の対応等の整理及び評価並びに中長期的観点からの課題の整理について意見を求めるため、令和4年4月、新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣の下に「**新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議**」が設置され、5回にわたる議論（同年5月～6月）を踏まえ、同年6月15日、「**新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に向けた中長期的な課題について**」がとりまとめられた。

1. はじめに

2. 感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた政府の取組

3. 政府の取組から見える課題

(1) 感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた課題と取り組むべき方向性

- ① 医療提供体制の強化に関する事項
- ② 保健所体制の強化に関する事項
- ③ 検査体制の強化
- ④ サーベイランスの強化等

⑤ ワクチン等の開発の促進・基礎研究を含む研究環境の整備

⑥ より迅速なワクチン接種のための体制構築

⑦ 医療用物資等の安定供給

⑧ より実効的な水際対策の確保

⑨ 初動対応と新型インフルエンザ等対策特別措置法の効果的な実施等

(2) 次の感染症危機に対する政府の体制づくり

4. 終わりに

※新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）

政府対策本部

○ 政府有識者会議のとりまとめを踏まえ、令和4年6月17日、**新型コロナウイルス感染症対策本部**（新型インフル特措法第15条第1項に基づき令和2年1月30日閣議決定により設置）において、「**新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性**」が決定された。

I 次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能の強化

II 感染初期から速やかに立ち上がり機能する保健医療体制の構築等

1. 医療提供体制の強化

- (1) 感染症に対応する医療機関の抜本的拡充
- (2) 自宅・宿泊療養者等への医療提供体制の確保等
- (3) 広域での医療人材の派遣等の調整権限創設等

2. 保健所の体制とその業務に関する都道府県の権限・関与の強化等

3. 検査体制の強化

4. 感染症データ収集と情報基盤の整備・医療DX等の推進
5. ワクチン等の開発・効率的な接種体制の確保
6. 医療用物資等の確保の強化
7. 水際対策の実効性の向上

III 初動対応と特措法の効果的な実施等

1. 要請等の措置の実効性の向上
2. その他特措法の対応

新型コロナウイルス感染症対応における課題（政府有識者会議とりまとめ※）

※「新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に向けた中長期的な課題について」（2022年6月15日新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議）より抜粋・加工

① 医療提供体制 ※6～9ページ

- ・ 各地域で個々の入院医療機関が果たすべき役割が明示されていないなど、十分に具体化されておらず、医療機関の協力を担保するための措置もなかった。
- ・ 病床がひっ迫したことなどにより、自宅や宿泊療養施設での療養が必要なケースが急激に増大する中、自宅等で症状が悪化して亡くなる方がいた。
- ・ 入院調整について、保健所業務がひっ迫する中、都道府県や保健所設置市・特別区との間で調整が難航した事例があった。
- ・ 一部の都道府県では感染拡大期に病床の確保が追い付かず、都道府県の区域を越えた患者の入院調整が困難な事例があった。

② 保健所体制 ※11～12ページ

- ・ 感染拡大とともに、保健所に大きな業務負荷が発生し、保健所のコアの業務である積極的疫学調査や情報の収集・管理などが十分に実施できない地域などが見られた。
- ・ 感染症法^{*}上、保健所を有しない市町村の役割が明確でなく、こうした市町村と都道府県との間の情報共有が円滑に進まないなど地方公共団体間の連携が十分にできなかった地域では、食事の配送が遅れるなどの問題があった。

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

③ 検査体制 ※12ページ

- ・ 医療機関における個人防護具（PPE）の不足や検体搬送の煩雑さ、保健所業務のひっ迫などから、検査ニーズの高まりに十分対応できなかった。

④ ワクチン接種 ※15～16ページ

- ・ 市町村による接種券の送付が追加接種の接種間隔の前倒しに即応できず、接種券送付のタイミングで接種の可否が決まるといった事態が生じた。

⑤ 医療用物資の安定供給 ※16～17ページ

- ・ マスク等の医療用物資等については、備蓄や安定供給が確保されておらず、需給のひっ迫が起こり、医療機関及び国民が入手しにくい状況があった。

⑥ 事業者・個人への要請 ※18～20ページ

- ・ 事業者への時短要請等について、順守する事業者としない事業者の間で不公平感が生じる場合があった。また、個人への自粛要請も十分実施されない場合があった。
- ・ 専門家助言組織のメンバーの個々の発言が政府方針と齟齬があるかのように国民に受け止められる場面が生じるなど、リスク・コミュニケーションのあり方として問題があった。
- ・ 政府と都道府県との間において、特措法に基づく施設の使用制限の対象施設の考え方や時短要請のあり方等について調整が難航した事例があった。

新型コロナウイルス感染症対応における課題（地方六団体から示されたもの）

① 国と地方の役割分担の明確化

- ・ 感染症有事における国と地方の役割分担が不明確であったため、病床確保などの医療提供体制の強化や、保健所による積極的疫学調査などで混乱が発生。
- ・ 国が主導すべき部分と地方が主体的に取り組む部分の線引きがないまま膨大な通知による頻回の制度変更で現場が混乱した。重要事項が事務連絡として発出され、技術的助言か単なる情報提供か法的性格が不明確。

② 地方の自主性への配慮

- ・ 基本的対処方針で画一的な感染対策が定められ、また、時機に応じた十分な見直しが行われなかった。感染症対策の財源が、基本的対処方針等に基づく対策を実施するためとして措置されるケースが多く、現場の判断で柔軟な感染対策を講じづらい状況。
- ・ 緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用の権限は国にあり、知事の要請に応じた機動的な発出等が行われない場面も発生。適用が遅れ、人流増加が見込まれる時期に合わせて措置を講じることができなかった。

③ 保健所体制

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応では、保健所等の長期にわたる業務逼迫が深刻な状況。保健師等の専門職員に多大な負担。国への各種報告事務等に追われ積極的疫学調査に支障が生じる地域も発生。
- ・ 感染の初期段階では、一部地域で感染が爆発的に拡大する事態が発生し、行政内部での人員の融通による対応だけでは限界。

④ 都道府県・保健所設置市区間の調整

- ・ 感染症法上、都道府県と保健所設置市区に同等の権限がある中で、医療体制の整備、広域的なサーベイランス体制の整備等において、両者の調整が必ずしも円滑に進まなかった。

⑤ ワクチン接種

- ・ 国の方針が二転三転することが多く、自治体の人員体制の確保、医療機関との調整、住民への情報発信等の場面で混乱が生じた。

⑥ 科学的根拠の提示・説明

- ・ 営業時間短縮の要請等において、住民・事業者の協力を得るために不可欠なエビデンスが国から明確に示されず、対応に苦慮。
- ・ 対策の方向性等について、地方公共団体との事前のコミュニケーションが不十分。

⑦ 情報共有

- ・ 感染状況の把握に当たり、国・都道府県・市町村間での迅速な情報共有に課題。
- ・ 都道府県によって個人情報取扱いが異なり、患者等の情報を入手できない市町村では、自宅療養者への生活支援や住民への情報発信・相談対応に苦慮した。

新型コロナウイルス感染症対応における課題①（医療提供体制1/4）

政府有識者会議とりまとめ「新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に向けた中長期的な課題について」3(1)①ア

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法…に基づき、新型インフルエンザを念頭に、病床確保や入院調整のあり方等を含む行動計画が定められていたが、…**各地域で個々の入院医療機関が果たすべき役割が明示されていないなど、十分に具体化されておらず、医療機関の協力を担保するための措置もなかった**…

制度

- ・ 都道府県知事及び保健所設置市区の長（以下「都道府県知事等」という。）は、新型インフルエンザ等感染症の患者に対し、医療機関に入院すべきことを勧告することができるとともに、当該勧告に従わないときは入院させることができることとされている。（感染症法第26条第2項において準用する同法第19条）
- ・ 厚生労働大臣及び都道府県知事等は、緊急時に必要な措置を定め、医療機関等に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求めることができるとともに、正当な理由がなく当該協力の求めに応じなかったときは勧告すること、当該勧告に応じなかったときはその旨を公表することができることとされている。（同法第16条の2（令和3年改正により勧告・公表に係る規定を新設））

経緯

※政府有識者会議とりまとめ資料別添「新型コロナウイルス感染症対応について」及び厚生労働省HP（別途明示しているものは当該資料）を元に抜粋・加工して作成

【入院医療機関が果たすべき役割の明確化】

2020年6月19日 厚生労働省から都道府県に対し、今後の病床等の確保の目安や医療提供体制の整備の考え方などについて示し、同年7月末を目途として、今後を見据えた医療提供体制の整備（入院医療体制における病床確保計画やそれに基づく即応病床数・準備病床数、重点医療機関や協力医療機関の設定、搬送ルールの調整等）を依頼。

2021年3月24日 厚生労働省から都道府県に対し、地域全体で、改めて具体的に協議し、必要な一般医療の提供体制を維持した上で、確実にコロナ患者を受け入れられる病床を確保し、最大限の活用を行う医療提供体制の整備を依頼。

10月1日 厚生労働省から都道府県に対し、①健康観察・診療等の体制、②自宅療養者等の治療体制、③入院等の体制のそれぞれについて見直し、陽性確認前から回復・療養解除後まで切れ目なく新型コロナウイルス感染症患者に対応可能な保健・医療提供体制の整備を依頼。

【医療機関の協力確保】

2020年4月30日 都道府県における医療提供体制の整備等の取組を包括的に支援するため、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」（入院患者を受け入れるための補助金（病床確保料）等）を創設（令和2年度第1次補正予算）。以降、第2次補正予算（同年6月）、第3次補正予算（2021年1月）、令和3年度補正予算（同年12月）により、同交付金の累次の増額・拡充を実施。

12月25日 令和2年度予備費を活用し、新型コロナ患者の入院受入医療機関への緊急支援（医療従事者の人件費の補助）を実施。

2021年8月23日 厚生労働大臣及び東京都知事の連名で、都内の医療機関等に対して感染症法に基づく病床確保等の協力を要請。

9月9日 東京都は、「確保病床を9月末までに約190の医療機関で6651床（重症503床）体制とする見通しを明らかにした」。協力要請の時点から「計684床（同111床）上積みされることになった」が、「目標の7千床には届かなかった」。（2021.9.10朝日新聞朝刊）

新型コロナウイルス感染症対応における課題①（医療提供体制2/4）

政府有識者会議とりまとめ「新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に向けた中長期的な課題について」3(1)①イ

- デルタ株のまん延で病床がひっ迫したことやオミクロン株による感染拡大により、**自宅や宿泊療養施設での療養が必要なケースが急激に増大する中、自宅等で症状が悪化して亡くなる方がいた…**

制度

- ・ 都道府県知事等は、新型インフルエンザ等感染症の患者に対し、居宅等から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができることとされている。（感染症法第44条の3第2項（令和3年改正により措置））

経緯

※政府有識者会議とりまとめ資料別添「新型コロナウイルス感染症対応について」及び厚生労働省HP（別途明示しているものは当該資料）を元に抜粋・加工して作成

- 2021年7月28日 デルタ株への置き換わりが急速に進む中で、これまでに経験したことのない感染拡大となったことに伴い、自宅療養者数も増加。同日、東京都では、自宅療養者数が1か月前の5倍となった。
- 8月3日 厚生労働省から都道府県等に対し、高齢者へのワクチン接種の進展に伴う患者の構成の変化等の中で、患者が急増している地域における対応として、入院治療は重症患者等に重点化することも可能であること、入院させる必要がある患者以外は自宅療養を基本とするとともに自宅療養者への健康観察を更に強化することなどの患者療養の考え方をとることも可能である旨を通知。
- 9月2日 厚生労働省から都道府県等に対し、自宅療養者等に対する地域の医療機関等の協力による健康観察等の推進を依頼。
- 8月～9月 厚生労働省の調査（2022年1月13日発表）によれば、同期間で、全国で少なくとも202名が自宅で死亡した。
- 10月1日 厚生労働省から都道府県等に対し、夏の感染拡大では、地域によって自宅療養者の症状悪化等に対応しきれない状況も生じたことを踏まえ、①健康観察・診療等の体制、②自宅療養者等の治療体制、③入院等の体制のそれぞれを見直すことを依頼。
- 12月28日 厚生労働省から都道府県等に対し、オミクロン株の発生を踏まえた保健医療提供体制の点検・強化に加え、自宅療養者に対する健康観察・診療を行う医療機関等の拡大・公表の取組等を依頼。
- 2022年1月12日 厚生労働省から都道府県等に対し、保健所や地域の医療機関のみで健康観察・診療を行うことが困難となる可能性も視野に入れ、更なる対応強化として、都道府県等による健康フォローアップセンター（委託方式を含む。）の設置等についても検討を依頼。
- 1月～3月 厚生労働省の調査（4月27日発表）によれば、同期間で、全国で少なくとも555名が自宅で死亡した。

新型コロナウイルス感染症対応における課題①（医療提供体制3/4）

政府有識者会議とりまとめ「新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に向けた中長期的な課題について」3(1)①オ

- **入院調整について、保健所業務がひっ迫する中、都道府県や保健所設置市・特別区との間で調整が難航した事例があった。**

制度

- ・ 都道府県知事等は、新型インフルエンザ等感染症の患者に対し、医療機関に入院すべきことを勧告することができるとともに、当該勧告に従わないときは入院させることができるとされている。（感染症法第26条第2項において準用する同法第19条）【再掲】
- ・ 都道府県知事は、感染症のまん延により当該都道府県知事の管轄する区域の全部又は一部において感染症指定医療機関が不足するおそれがある場合等においては、保健所設置市区の長、医療機関その他の関係者に対し、入院の勧告・措置等に関する総合調整を行うものとされている。（同法第26条第2項において準用する同法第22条の3（令和3年改正により新設））

経緯

※政府有識者会議とりまとめ資料別添「新型コロナウイルス感染症対応について」及び厚生労働省HP（別途明示しているものは当該資料）を元に抜粋・加工して作成

- 2020年3月26日 厚生労働省から都道府県に対し、患者の受入れを都道府県単位で調整する機能を有する組織・部門として、「都道府県調整本部」を早急に設置するよう依頼。（4月中に全ての都道府県で設置された。）
- 4月 東京都では、東京都入院調整本部を設置し、東京DMAT（災害医療派遣チーム）の医師や事務職員・看護師等が、保健所からの依頼を受け、広域的な入院先医療機関の調整を実施。2021年1月には、夜間入院調整窓口を設置し、夜間の調整業務等にも対応。（東京都HP）
- 2021年2月3日 感染症法が改正（同月13日施行）され、都道府県知事の入院勧告・措置等に関する総合調整権限が創設された。
- 9月 第5波における東京都の入院調整においては、「都に調整を依頼した保健所が、自らも病院と直接交渉し、入院先を探すことがあった」。「都にとっては、空床だと思っていた病床に保健所が別の患者を先に入れてしまうなどの事態が起き、調整に余計な時間がかかる結果となった」。「東京都は、二重調整を減らすため、保健所が独自に入院調整をする場合は都に一報を入れるよう求める通知を9月に出した」。（2021.11.19読売新聞朝刊）

新型コロナウイルス感染症対応における課題①（医療提供体制4/4）

政府有識者会議とりまとめ「新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に向けた中長期的な課題について」3(1)①カ

- **一部の都道府県では感染拡大期に病床の確保が追い付かず、都道府県の区域を越えた患者の入院調整が困難な事例があった。**

制度

- 都道府県知事は、感染症の類型に応じて感染症指定医療機関を指定するほか、厚生労働大臣が定める基本指針に即して、緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策に関する事項等について定める予防計画を定めることとされている。（感染症法第10条及び第38条第2項）

経緯

※政府有識者会議とりまとめ資料別添「新型コロナウイルス感染症対応について」及び厚生労働省HP（別途明示しているものは当該資料）を元に抜粋・加工して作成

- 2020年2月 ダイヤモンド・プリンセス号対応においては、搬送先医療機関の調整について、DMAT、神奈川県、厚生労働省等が連携して行った。神奈川県内での受入れが難しい場合は、東京都や埼玉県、千葉県、静岡県の協力を得て、各都県の医療機関で受入れを行った。
- 3月26日 厚生労働省から都道府県等に対し、患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について依頼。具体的な内容として、隣県と広域搬送の事前調整を行っておくことなどが盛り込まれた。
- 8月 沖縄県において、感染者が急増し、病床が不足する事態が生じたが、広域的な搬送も困難であった。
- 2021年6月10日 大阪府知事は、全国知事会のオンライン会合において、『知事は自らの都道府県の病床を確保するのが一義的な責務であり、いつ（患者が）増えるか分からない中で他府県の患者を受けるのはハードルが高い』と指摘。『国として広域搬送の仕組みを作るべきだ』と訴えた。
（2021.6.10産経ニュース）
- 6月27日 日本経済新聞の調査によれば、新型コロナウイルス感染症患者の広域搬送について、「3回目の緊急事態宣言の対象となった10都道府県の搬送実績は5例にとどまった」。「北海道と沖縄県は『道県境を越える搬送は難しい』として回答を見送った」。（2021.6.27日本経済新聞朝刊）
- 8月17日 厚生労働省から都道府県等に対し、広域移送・搬送を実施する際に考慮すべき事項として、重症患者を3時間以上かけて移送・搬送することはリスクが高いため対象患者の選択や搬送手段等について慎重に考慮すること、対象患者やその家族から事前にインフォームド・コンセントを得ることなどを通知。

新型コロナウイルス感染症対応における課題②（保健所体制1/2）

政府有識者会議とりまとめ「新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に向けた中長期的な課題について」3(1)②

- 感染拡大とともに、保健所に大きな業務負荷が発生し、**保健所のコアの業務である積極的疫学調査や情報の収集・管理などが十分に実施できない地域などが見られた。**

制度

- ・ 都道府県知事等は、医師から発生届を受けた場合には、当該届出の内容を厚生労働大臣（保健所設置市区の長は、厚生労働大臣及び都道府県知事）に報告することとされている。（感染症法第12条（保健所設置市区の長から都道府県知事への報告は令和3年改正により措置））
- ・ 都道府県知事等は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、患者等に質問又は必要な調査等ができることとされている。（同法第15条）

経緯

※政府有識者会議とりまとめ資料別添「新型コロナウイルス感染症対応について」及び厚生労働省HP（別途明示しているものは当該資料）を元に抜粋・加工して作成

- 2020年4月20日 厚生労働省から都道府県等に対し、患者数が増加した場合等には、積極的疫学調査の実施に関して優先順位（原則として濃厚接触者自身が健康状態を確認し、症状がある場合に保健所が連絡を受ける体制とする等）を付けて行う方針を示した。
- 6月19日 厚生労働省から都道府県等に対し、保健所の即応体制の整備に向けた指針を提示した。具体的には、保健所業務に対する最大の需要を見込み、これに応じた①人員の確保、②外部委託・本庁一括対応、③HER-SYSなどICTツール等の活用を通じた体制整備を求めた。
- 9月25日 厚生労働省は、都道府県を越えた専門職の応援派遣スキームの概要を示した。20年11月から21年1月まで北海道へ延べ24県から49名、12月に大阪市へ9府県から20名、21年1月から2月まで神奈川県へ6県から14名の派遣が行われた。
- 12月21日 2021年度の地方財政措置として、保健所において感染症対応業務に従事する保健師について、新型コロナウイルス感染症発生前の約1,800名から、2021年度約2,250名、2022年度約2,700名へと2年間で約900名増員（1.5倍に増員）することとした。
- 2021年1月8日 厚生労働省から都道府県等に対し、全国の感染者数と重症者数が高い水準で推移している状況を踏まえた全庁的な体制整備及び保健所業務の重点化の取組として、保健所体制の改編・増員や積極的疫学調査の柔軟な重点化などを検討することを求めた。
- 6月4日 厚生労働省から都道府県等に対し、緊急事態宣言対象地域又はまん延防止等重点措置区域に指定されている期間中に限り、陽性者が確認された事業所が、保健所業務の補助として濃厚接触者等の候補を特定し、これに基づき検査を実施することが可能である旨を周知。
- 9月17日 墨田区は、同年8月から、都庁・区役所本庁等からの応援や人材派遣会社の活用により、感染症対応に従事する職員を、平時の10名（うち保健師3名）から125名（うち保健師・看護師67名）に体制強化していると発表。（墨田区HP）
- 10月1日 厚生労働省から都道府県等に対し、陽性者が増加する場合を想定し、保健所の職員だけではなく本庁の職員も動員した形での全庁体制で業務を行うなど、保健所の体制強化を求めた。

新型コロナウイルス感染症対応における課題②（保健所体制1/2）

- 2022年2月9日 厚生労働省から都道府県等に対し、①発生届の入力項目の重点化、②重症化リスクの高い陽性者により重点を置いた健康観察、③積極的疫学調査をハイリスク施設等に重点化すること等の対応を求めた。
- 3月16日 厚生労働省から都道府県等に対し、オミクロン株が主流である間は、感染リスクや重症化リスクの高い場合に積極的疫学調査を集中実施することとし、それら以外の場合、保健所による濃厚接触者の特定等を一律には求めないこととした。
- 3月31日 IHEAT（Infectious disease Health Emergency Assistance Team）について、延べ3,469人を保健所等へ派遣。
- 4月4日 厚生労働省から都道府県等に対し、保健所職員でなければ対応が困難な業務以外の業務については、外部委託や都道府県等における一元化を原則とするよう周知。

新型コロナウイルス感染症対応における課題②（保健所体制2/2）

政府有識者会議とりまとめ「新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に向けた中長期的な課題について」3(1)②

- 自宅療養者が増加するにつれて、健康・医療面だけでなく、生活支援が必要となったが、感染症法上、保健所を有しない市町村の役割が明確でなく、こうした市町村と都道府県との間の情報共有が円滑に進まないなど地方公共団体間の連携が十分にできなかった地域では、食事の配送が遅れるなどの問題があった。

制度

- ・ 都道府県知事等は、新型インフルエンザ等感染症の患者に対し、居宅等から外出しないことその他の必要な協力を求めることができることとされ、当該協力を求めるときは、必要に応じ、食事の提供等に努めるとともに、市町村長と連携するよう努めなければならないこととされている。（感染症法第44条の3（令和3年改正により連携に係る規定の新設等））

経緯

※政府有識者会議とりまとめ資料別添「新型コロナウイルス感染症対応について」及び厚生労働省HP（別途明示しているものは当該資料）を元に抜粋・加工して作成

- 2021年8月25日 厚生労働省から都道府県に対し、既に一部の都道府県において、個々の自宅療養者等に関する情報を市町村に提供し、連携して生活支援に取り組んでいる例があることを紹介し、取組を促した。
- 9月3日 読売新聞が全都道府県に対し自宅療養者の個人情報化市町村に提供しているか調査したところ、「34都府県が『提供していない』と回答」。このうち、「19都府県が、提供しない理由に『個人情報保護条例に抵触するか、その恐れがある』を挙げた」。（2021.9.3読売新聞朝刊）
- 9月6日 厚生労働省及び総務省から都道府県に対し、感染症法に基づき自宅療養者等の生活支援を行うために必要な市町村への個人情報の提供は、一般的には、人の生命又は身体の保護のため、緊急の必要があるときの個人情報の提供と考えられることから、それを踏まえて個人情報保護条例に定める個人情報の利用及び提供制限の例外規定の適用を検討するよう依頼。
- 9月7日 東京都は、都の保健所管内の市町村に自宅療養者の情報提供を開始する考えを示した。（東京都HP）

（参考）個人情報保護ルールについては、これまで地方公共団体ごとに条例を制定していたところ、令和3年の個人情報保護法の改正により、同法の下に統一され、全国的な共通ルール化が図られた。（2023年4月施行予定）

新型コロナウイルス感染症対応における課題③（ワクチン接種）

政府有識者会議とりまとめ「新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に向けた中長期的な課題について」3(1)⑥ア

- **市町村による接種券の送付が追加接種の接種間隔の前倒しに即応できず、接種券送付のタイミングで接種の可否が決まるといった事態が生じた。**

制度

- ・ 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者、その期日又は期間及び使用するワクチンを指定して、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができることとされている。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に予防接種が行われるよう、市町村長に対し、必要な協力をするものとされている。（予防接種法附則第7条第1項（令和2年改正により新設））

経緯

※政府有識者会議とりまとめ資料別添「新型コロナウイルス感染症対応について」及び厚生労働省HP（別途明示しているものは当該資料）を元に抜粋・加工して作成

- 2021年9月17日 厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、ワクチンの追加接種（3回目接種）を行う必要があり、その実施の時期は2回目の接種からおおむね8か月以上後とすることが妥当であるとの見解が示された。
- 11月16日 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」が改訂される。その中で追加接種については、初回接種（1、2回目接種）の完了から原則8か月以上経過した者を対象に、1回行うこととする旨の内容が盛り込まれた。
- 12月6日 岸田内閣総理大臣の所信表明演説が行われる。その中で、3回目の接種について、「感染防止に万全を期す観点から、既存ワクチンのオミクロン株への効果等を見極めた上で、優先度に応じ、追加承認されるモデルナを活用して、八か月を待たずに、できる限り前倒し」することとされた。（首相官邸HP）
- 12月17日 厚生労働省から都道府県等に対し、医療従事者等や高齢者施設等の入所者等について、初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施できること、また、その他の高齢者についても令和4年2月以降初回接種の完了から7か月以上経過した後に追加接種を実施することができること等を内容とする通知を発出。
- 2022年1月13日 厚生労働省から都道府県等に対し、一般高齢者に対して、初回接種の完了から6か月以上経過した後に追加接種を実施するよう努めること、医療従事者等や高齢者等を除くその他の一般の者に対して、令和4年3月以降初回接種の完了から7か月以上経過した後に追加接種を実施するよう努めること等を求める内容の通知を発出。

新型コロナウイルス感染症対応における課題④（事業者への要請）

政府有識者会議とりまとめ「新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に向けた中長期的な課題について」3(1)⑨イ

- 感染初期等に、**政府と都道府県との間において、特措法に基づく施設の使用制限の対象施設の考え方や時短要請のあり方等について調整が難航した事例があった。**

制度

- ・ 都道府県対策本部長（都道府県知事）は、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができることとされている。（新型インフル特措法第24条第9項）
- ・ 政府対策本部長は、基本的対処方針に基づき、都道府県知事等に対し、都道府県等が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができることとされている。（同法第20条第1項）
- ・ 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、第20条第1項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であって、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、都道府県知事等に対し、必要な指示をすることができることとされている。（同法第33条第1項）

経緯

※政府有識者会議とりまとめ資料別添「新型コロナウイルス感染症対応について」、内閣官房HP及び東京都HP（別途明示しているものは当該資料）を元に抜粋・加工して作成

【施設使用制限の対象範囲の調整】

- 2020年4月6日 「東京都は、緊急事態宣言が出された場合の休業要請対象リストをとりまとめた。」（「新型コロナ対応民間臨時調査会 調査・検証報告書」（一般財団法人アジア・パシフィック・イニシアティブ、2020.10）以下「民間臨時調査報告書」という。）東京都の案では、「ホームセンター」、「理髪店」等について、休業を要請するとしていた。（2020.4.15NHK特集記事）「政府と東京都はすぐに両者の意向をすり合わせるための調整を開始した」。（民間臨時調査報告書）
- 4月7日 政府は、7都府県を対象に緊急事態宣言を行うことを決定し、基本的対処方針を改正した。改正内容として、国民の安定的な生活の確保の観点から、「ホームセンター」、「理美容」等を提供する関係事業者の事業継続を要請することが盛り込まれた。「東京都と政府は、その後も交渉を続け、担当者レベルを経て、次第にエスカレーションをしながら妥協点の検討が行われた」。（民間臨時調査報告書）
- 4月9日 都知事と西村経済再生担当大臣が会談。
- 4月10日 東京都は、新型インフル特措法第24条第9項に基づく施設の使用制限等の要請対象を発表し、「ホームセンター」、「理美容」等については、「社会生活を維持する上で必要な施設」とされた。

新型コロナウイルス感染症対応における課題④（事業者への要請）

【時短要請のあり方の調整】

- 2020年5月25日 政府は、基本的対処方針を改正した。この時点の基本的対処方針において、飲食店に関し都道府県は「これまでにクラスターが発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、外出を自粛するよう促す」とされていた。
- 11月20日 新型コロナウイルス感染症対策分科会から「私たちの考え 一分科会から政府への提言一」が示された。同提言の中で、「感染が拡大している自治体では、できる限り迅速に、3週間程度の期間限定で、酒類の提供を行う飲食店に対し、夜間の営業時間の短縮要請又は休業要請を行って頂きたい」とされた。
- 11月25日 東京都は、23区等の地域において、酒類を提供する飲食店等に対する午後10時までの営業時間の短縮要請（11月28日～12月17日）を発表。
- 12月11日 新型コロナウイルス感染症対策分科会から「今後の感染の状況を踏まえた対応についての分科会から政府への提言」が示された。同提言の中で、「感染高止まり地域」では「営業時間短縮要請を引き続き推進（必要に応じエリアの拡大や時間短縮の20時への前倒し等を検討。）」すべきとされた。
- 12月14日 東京都は、酒類を提供する飲食店等に対する午後10時までの営業時間の短縮要請（12月17日まで）を1月11日まで延長することを発表。
- 2021年1月2日 1都3県の知事が西村経済再生担当大臣と会談。「東京都と埼玉、千葉、神奈川3県の知事は…緊急事態宣言を再発令するよう要請した」。「西村氏は会談で、①飲食店などの営業を午後8時まで、酒類の提供は午後7時までとすること…などを4知事に要請」。
（2021.1.3読売新聞朝刊）
- 1月7日 政府は、1都3県を対象に緊急事態宣言を行うことを決定し、基本的対処方針を改正した。その改正内容として、都道府県から飲食店に対する午後8時までの営業時間の短縮要請（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）を行うことが記載された。
東京都は、新型インフル特措法第24条第9項に基づく飲食店に対する午後8時までの営業時間の短縮要請（1月8日～2月7日）を発表。

◎ 新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題とその要因

- 2年半にわたる新型コロナウイルス感染症対応においては、以下のとおり、医療提供体制や保健所体制、ワクチン接種等様々な分野で課題が生じ、地域の工夫や国の財政支援、方針の見直しなどにより順次対応されてきたが、これらの課題の要因についてどのようなものが考えられるか。
- 医療提供体制の確保に当たっては、医療機関の協力を得るための仕組み、感染拡大期の自宅・宿泊療養の適切な管理、都道府県・保健所設置市区の区域を超えた入院調整などで課題が見られた。
- 保健所体制の確保に当たっては、感染拡大期に保健所に大きな負荷が掛かり、主たる業務が適切に行われなかったといった課題、保健所を有しない市町村の役割が不明確で生活支援が円滑に行われなかったなどの課題が見られた。
- 検査体制の確保、医療用物資の安定供給やワクチン供給、接種の安定的な進捗確保に課題が見られた。
- 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令時期、事業者への時短要請等の範囲等を巡り、国と都道府県の意見の相違が顕在化するなどの課題が見られた。
- これらの課題のうち、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係に関する課題としてどのようなものが考えられるか。
- 先般、新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性」が決定され、現在、感染症法や新型インフル特措法等の見直しが検討されている。これらの本部決定や見直しの検討状況を踏まえつつ、上記の課題のうち、個別法令・制度の見直しにより対処すべき課題というよりも、当調査会として焦点を当てるべき地方制度の課題としてどのようなものがあるかについて、今後の小委員会で議論してはどうか。

參考資料

第32次地方制度調査会答申（地方行政のデジタル化関連部分）

「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」
（第32次地方制度調査会答申）（抄）（R.6）

第2 地方行政のデジタル化

1 基本的な考え方

2040年頃にかけて生じる変化・課題、そして大規模な自然災害や感染症等のリスクにも的確に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供するためには、国・地方を通じた行政のデジタル化を進め、デジタル・ガバメントを実現することで、新たな時代にふさわしい環境を整えることが喫緊の課題である。

しかしながら、国・地方を通じて行政手続のオンライン化は十分に進んでいるとは言えず、利用者目線での利便性向上への取組が一層求められる。また、地方公共団体における自治体クラウド、AI（人工知能）等の導入やオープンデータの取組も更なる広がりが必要な現状にある。

地方行政のデジタル化は、行政手続のオンライン化をはじめ、住民に身近な地方公共団体の行政サービスに係る一連の業務を様々なICT技術を活用して処理をするものであるが、従来の技術や慣習を前提とした行政体制を变革し、住民が迅速かつ正確で効率的な行政サービスを楽しむために不可欠な手段である。さらには、住民、企業等の様々な主体にとって利便性が向上するとともに、公共私連携や地方公共団体の広域連携による知識・情報の共有や課題解決の可能性が広がるなど、組織や地域の枠を越えたイノベーション創出の基盤となり、さらにこうした連携が、デジタル化の効果を一層高めるといった好循環の形成も期待される。

地方行政のデジタル化を実現するためには、国・地方に共通する基盤の活用、情報システム等を効率的・効果的に整備するシステム面での対応や専門人材の確保を含めた人材面での対応が必要となる。また、デジタル化を進める際の前提として、セキュリティの確保や個人情報の保護、災害時の対応、分野を越えた連携、さらにはデジタル化の移行過程における高齢者等の住民や行政側の負担等に留意する必要がある。

第32次地方制度調査会答申（地方行政のデジタル化関連部分）

2 地方行政のデジタル化と国の役割

(1) 地方行政のデジタル化について国が果たすべき役割

地方公共団体の事務処理は、画一性よりも自立性や多様性をより尊重し、地域の実情に応じた行政サービスの提供が進められている。このことは、行政の即応性、柔軟性、総合性を増し、住民の期待に応えるとともに、国・地方を通じた行政全体のあり方を再構築し、行政全体の簡素効率化を進めることにつながる。また、サービスの内容だけでなく、それを提供するための業務プロセスや組織のあり方についても、地方公共団体の判断が尊重されている。

他方で、追加的な処理のための費用が低廉であるデジタル技術の特性や官民を通じてICT人材が不足する状況を踏まえれば、地方行政のデジタル化について、組織や地域の枠を越えた連携を様々な形で推進することが求められており、国の果たすべき役割は重要性を増している。

そのため、国には、共通して活用可能な基盤やツールの提供、条件不利地域も含めた地域におけるデジタル化に必要なインフラの整備促進を早急に進めていくことが求められる。このことは、地方公共団体が即応性、柔軟性を求める住民の期待に応え、迅速かつ的確な行政サービスを実現することにも通じる。

(2) 国が果たすべき役割の類型化

国が、地方行政のデジタル化の推進について一定の役割を果たす場合、例えば、国が直接、基盤となる制度や情報システムを提供することから、地方公共団体が情報システムを調達することを前提にその標準化を国が進めること、情報システムの共同利用について財政的支援を行うこと、地方公共団体の求めに応じて専門人材を派遣することまで、様々な手法があるが、地方公共団体の自由度への影響の大きさはそれぞれ異なる。

したがって、地方公共団体の事務の標準化・統一化の必要性や地方公共団体の創意工夫が期待される程度に応じて、国は適切な手法を採るべきである。住民基本台帳や税務など、多くの法定事務におけるデジタル化は、地方公共団体が創意工夫を発揮する余地が比較的小さく、標準化等の必要性が高いため、地方公共団体の情報システムや事務処理の実態を踏まえながら、一定の拘束力のある手法で国が関わるのが適当と考えられる。他方、地方公共団体が創意工夫を発揮することが期待され、標準化等の必要性がそれほど高くない事務については、奨励的な手法を採ることが考えられる。

また、国が住民からの情報入手や住民への情報発信に係る様式・データ項目や経路の整備、プラットフォームの提供を行う際には、地方公共団体がこれを活用して自由に様々な行政サービスを提供できるようにすることが必要である。

※「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第16号）により「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（平成14年法律第151号）を改正したもの（令和元年12月施行）

- デジタル技術を活用し、**行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図る**ため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等を定める。

デジタル技術を活用した行政の推進の基本原則

- ① **デジタルファースト**：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ② **ワンスオンリー**：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③ **コネクテッド・ワンストップ**：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続のデジタル化のために必要な事項

行政手続におけるデジタル技術の活用

行政手続のオンライン原則

- ・ 国の行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン化実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- ・ **本人確認や手数料納付もオンラインで実施**（電子署名等、電子納付）

添付書類の省略

- ・ **行政機関間の情報連携等**によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、**添付を不要とする規定を整備**（登記事項証明書（令和2年度情報連携開始予定）や住民票の写しなどの本人確認書類等）

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- ・ オンライン化、添付書類の省略、**情報システムの共用化、データの標準化、APIの整備、情報セキュリティ対策、BPR等**

デジタルデバイドの是正

- ・ デジタル技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

民間手続におけるデジタル技術の活用の促進

- ・ 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- ・ 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、デジタル化を可能とする法制上の措置を実施

※令和3年5月成立

- ✓ 流通する**データの多様化・大容量化**が進展し、**データの活用が不可欠**
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大

- ✓ 新型コロナウイルス対応において**デジタル化の遅れ**が顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの**社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要**

デジタル社会形成基本法※IT基本法は廃止

- ✓ 「**デジタル社会**」の形成による我が国**経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現**等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、**基本理念**及び施策の策定に係る**基本方針**、国、地方公共団体及び事業者の**責務**、**デジタル庁**の設置並びに**重点計画**の策定について規定

〔IT基本法との相違点〕

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会→**データ利活用**により発展するデジタル社会
- ・ ネットワークの充実+国民の**利便性**向上を図る**データ利活用**（基本理念・基本方針）
- ・ デジタル庁の設置（IT本部は廃止）

⇒デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の**基本的枠組み**を明らかにし、これに基づき施策を推進

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

- ✓ 個人情報関係3法を**1本の法律に統合**するとともに、地方公共団体の制度についても**全国的な共通ルール**を設定、所管を**個情委に一元化**（個人情報保護法改正等）
- ✓ **押印・書面**手続の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正）
- ✓ **医師免許等の国家資格**に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大（マイナンバー法等改正）
- ✓ **郵便局**での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正）
- ✓ 本人同意に基づく署名検証者への**基本4情報の提供**、電子証明書のスマートフォンへの**搭載**（公的個人認証法改正）
- ✓ 転入地への**転出届に関する情報の事前通知**（住民基本台帳法改正）
- ✓ **マイナンバーカード**の発行・運営体制の抜本的強化（マイナンバー法、J-LIS法改正）

⇒官民や地域の枠を超えた**データ利活用**の推進、**マイナンバーの情報連携**促進、**マイナンバーカード**の利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、**押印等を求める手続の見直し**等による国民の手続負担の軽減等

デジタル庁設置法

- ✓ **強力な総合調整機能（勸告権等）**を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
- ✓ 国の**情報システム**、地方共通の**デジタル基盤**、**マイナンバー**、**データ利活用**等の業務を強力に推進
- ✓ **内閣直属の組織（長は内閣総理大臣）**。デジタル大臣のほか、特別職の**デジタル監**等を置く

⇒**デジタル社会の形成に関する司令塔**として、**行政の縦割りを打破**し、行政サービスを抜本的に向上

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律

- ✓ **希望者**において、**マイナポータル**からの登録及び**金融機関窓口**からの口座登録ができるようにする
- ✓ **緊急時の給付金や児童手当**などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする

⇒国民にとって**申請手続の簡素化・給付の迅速化**

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律

- ✓ **本人の同意**を前提とし、一度に**複数の預貯金口座への付番**が行える仕組みや、**マイナポータル**からも登録できる仕組みを創設
- ✓ **相続時や災害時**において、**預貯金口座の所在**を国民が確認できる仕組みを創設

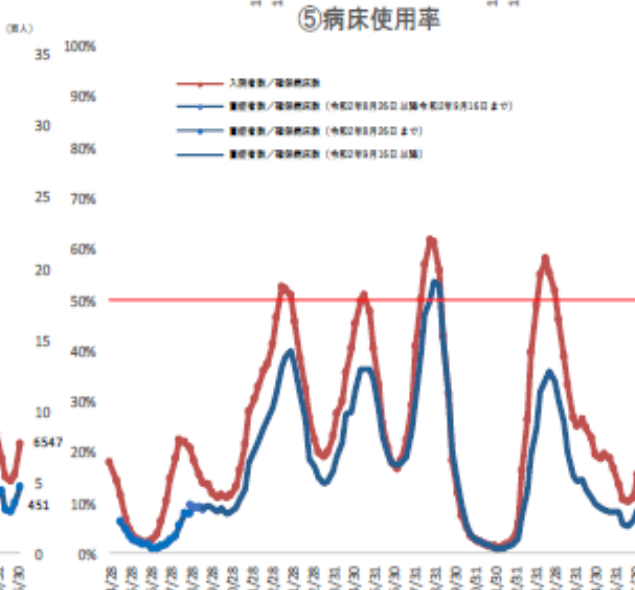
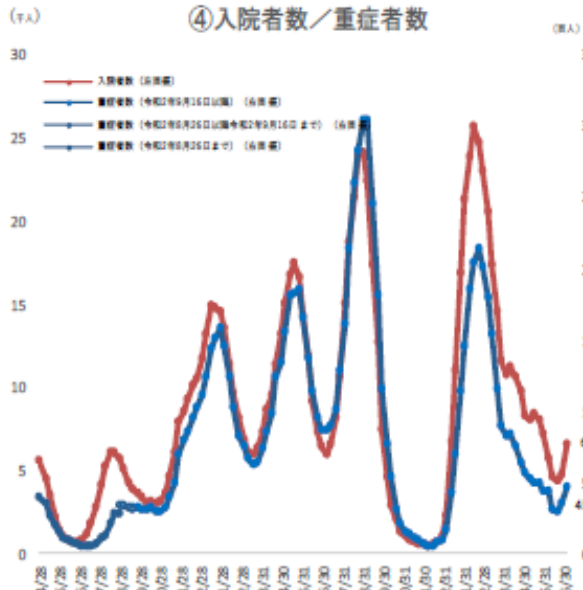
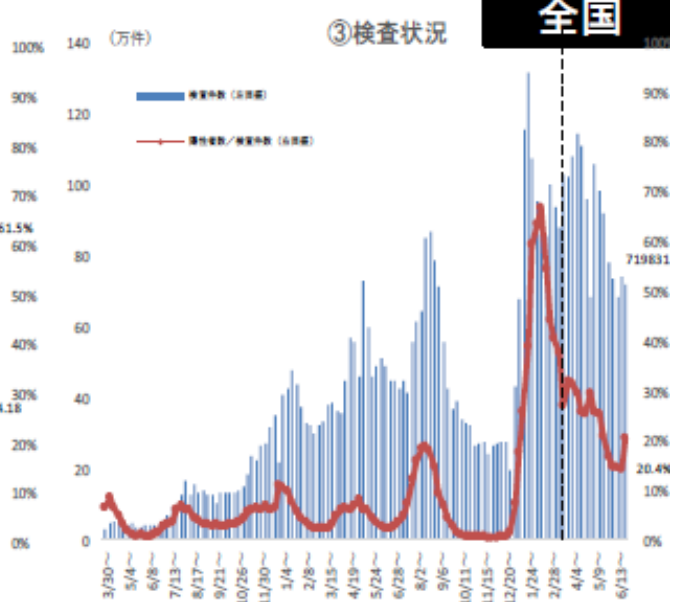
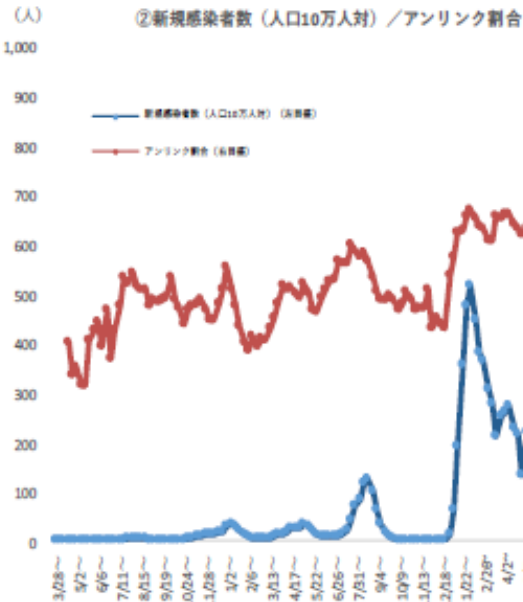
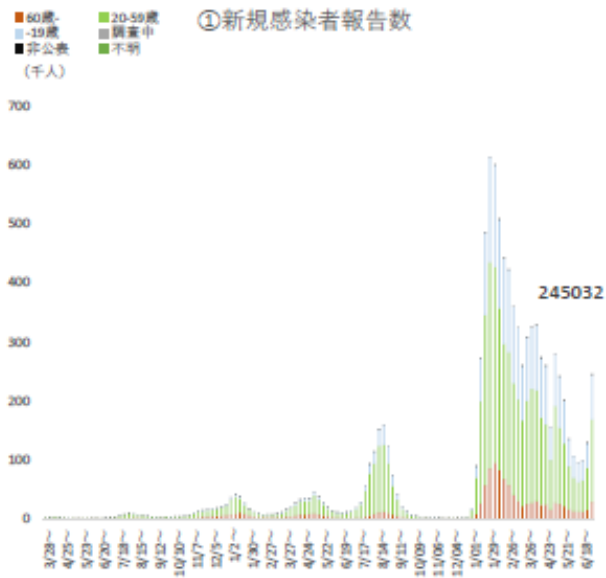
⇒国民にとって**相続時や災害時の手続負担の軽減**等の実現

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、**国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組み**を構築
- ⇒地方公共団体の**行政運営の効率化・住民の利便性向上**等

新型コロナウイルス感染症の感染状況等の推移

第1回専門小委員会
資料を更新



※ 人口10万対の人数は、令和3年12月4日までは総務省統計局における各年10月1日時点の人口推計の数値、令和3年12月5日からは令和2年国勢調査の数値により算出している。

※ 検査件数は、退院時検査等も含む検査の総数であり、令和4年3月21日以降は従来含まれている「PCR検査実施件数（地衛研・保健所、民間検査会社及び大学・医療機関の都道府県別集計）」に「抗原検査実施（検体採取）人数（地衛研・保健所及び大学・医療機関の都道府県別集計）」を追加。

これまでの新型コロナウイルス感染症対応の整理（概要）

コロナ対応の大まかな流れ

I 新型コロナウイルスの毒性、感染力等の特性が明らかでなかった時期

国内外の情報収集に努めつつ、感染者等を特定隔離することに重点を置いた対応を実施（特に、クラスター対策）。
特措法を改正。感染が広がる中初めての緊急事態宣言。外出自粛などの要請を実施。

II 新型コロナウイルスの特性や、感染が起きやすい状況についての知見が深まり、地域・業種を絞った対策を講じた時期

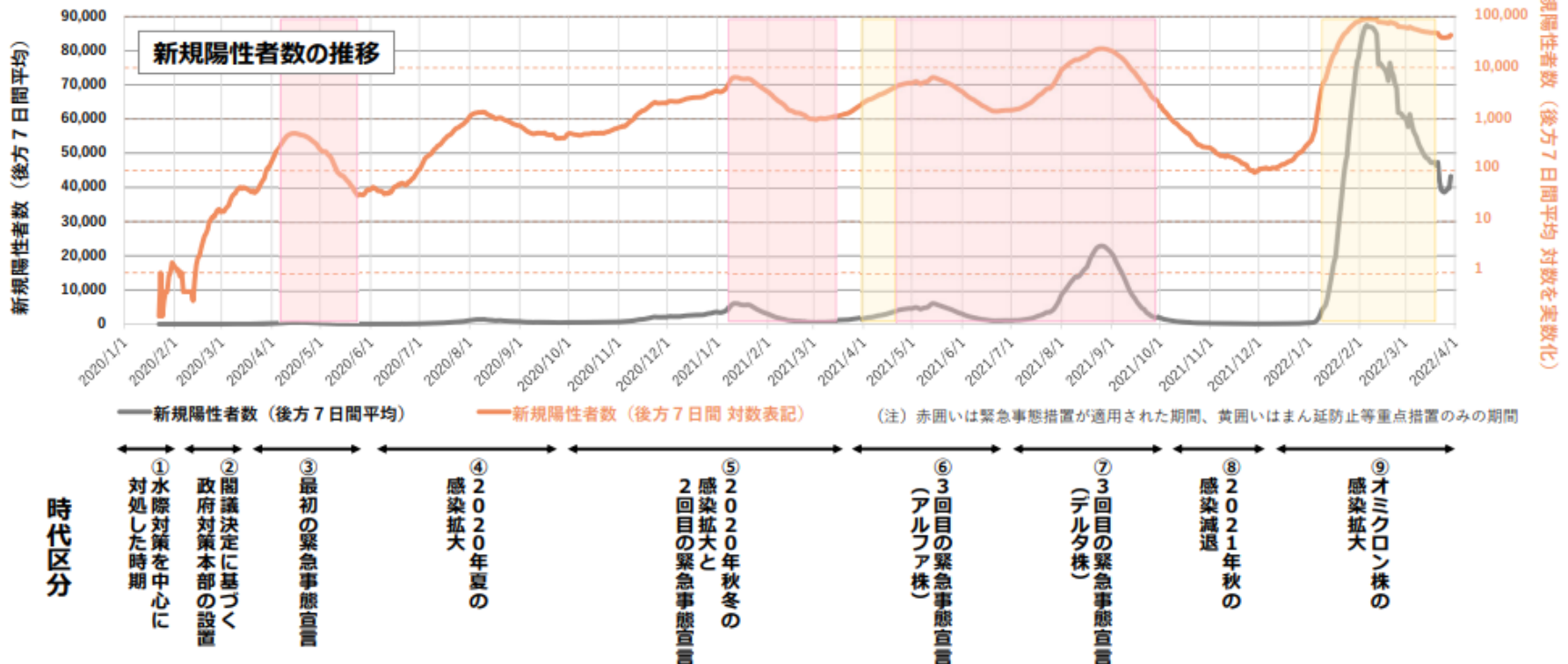
長期化が見込まれる中、メリハリの効いた対策を講じ、重症者や死亡者ができる限り抑制しつつ、社会経済活動を継続するよう取り組み。
ウイルスの特性や、初期対応の知見等を踏まえ、感染の再拡大を見据えて病床の確保に取り組み。
緊急事態宣言に至る前から、実効的な感染症対策を講じるため、まん延防止等重点措置を創設。

III アルファ株からデルタ株の変異株に対応した時期

重症者や死亡者を抑制するため、ワクチン接種と治療薬の活用の促進に注力。
大型連休には、飲食店・大規模施設への休業要請など強い行動制限を実施。
夏場には、重症者数が増加し、コロナ医療以外の一般医療も含め、医療提供体制がひっ迫。

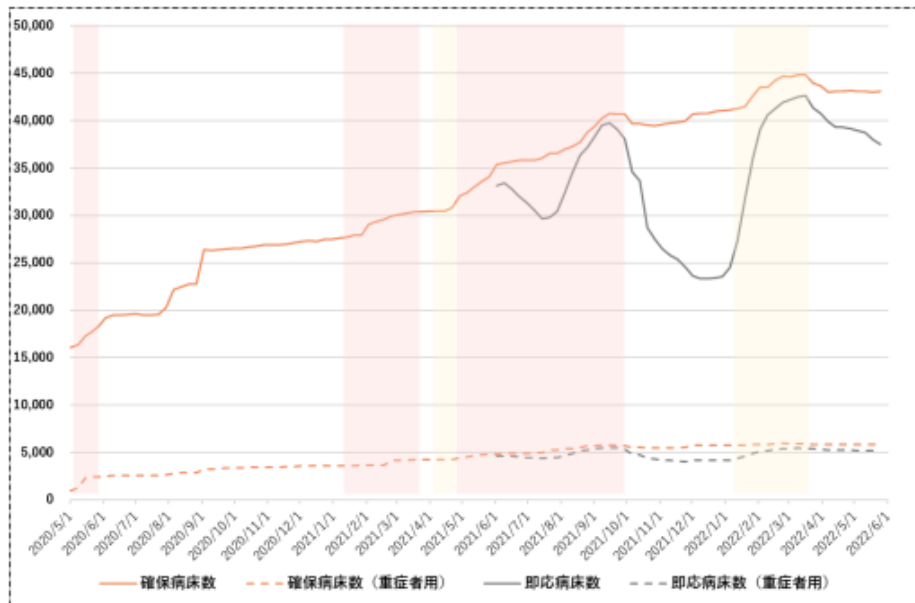
IV オミクロン株に対応した時期

オミクロン株の特性を踏まえた対策の実施。
ワクチン追加接種を加速化。
学校・保育所・高齢者施設等での感染防止策・検査を徹底。

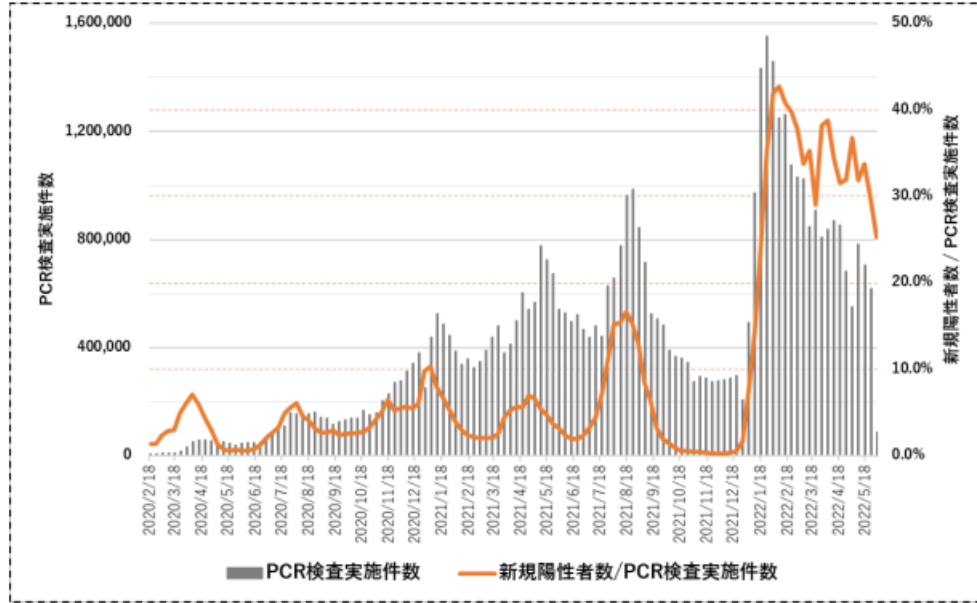


テーマ 区分	時代 区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
初動・特措法運用	武漢市の邦人保護や、ダイヤモンド・プリンセス号事案に対応。初動対応では、医療用マスク等の物資の備蓄の不備が顕在化。特措法を改正。初めての緊急事態措置で、外出自粛などを要請。	シミュレーション等で得られた知見を踏まえてイベント開催制限など段階的に行動制限を緩和。飲食を伴う懇親会、大人数や長時間に及ぶ飲食など、感染リスクが高まる場面等が提示され、政令改正により施設の使用制限等の要請対象となる施設に飲食店を追加。ステージ判断の指標等を踏まえて、緊急事態宣言を終了。特措法を改正し、まん延防止等重点措置を創設。					第三者認証制度の活用により、適切な感染対策を講じている飲食店に対する行動制限を緩和。より感染力・重症化率の高い変異株の特性を踏まえて、業種別ガイドラインの改訂等を実施。ワクチン接種の進展等の効果もあり感染収束したため、緊急事態宣言を終了。			感染防止安全計画の策定により、イベント開催制限を緩和。学校や高齢者施設等に対し、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策を講じ、まん延防止等重点措置を終了。	
		フェーズに応じた病床・宿泊療養施設の確保、医療機関間の役割分担、一般医療の確保等について、各都道府県が「病床・宿泊療養施設確保計画」を策定。インフル流行期を見据え、「診療・検査医療機関」を整備。病床確保のため、医療機関間の役割分担や医療従事者の確保など病床確保の実効性確保に継続的に取り組み。					都市部を中心に、酸素投与等が必要にもかかわらず入院できないケースが発生したため、「入院待機ステーション」や「酸素ステーション」の整備、臨時医療施設の設置などを実施。中和抗体薬が特例承認され、入院や外来、往診等での投与を開始。			「全体像」に基づき、以下を実施。 ・各都道府県における「保健・医療提供体制確保計画」の策定 ・健康観察・診療を実施する医療機関の拡充 ・個別医療機関の病床利用率の公表 ・高齢者施設における医療支援の強化 国内初の経口薬を特例承認。	
医療提供体制	帰国者・接触者相談センターや外来を中心とした相談・検査・受診の仕組みを構築。医療提供体制の整備状況等把握するため、G-MISを整備。国内初の治療薬を特例承認。	保健所業務ひっ迫を踏まえ、人材バンクIHEATの創設、都道府県間の応援スキームの具体化、地方財政措置による人員体制の強化を実施。これまでの経験等を踏まえ、国・地方、地方間の情報連携、都道府県の総合調整権限創設、入院対象者の限定、宿泊療養・自宅療養の法定化、入院措置に係る過料の導入等、感染症法を改正。接触確認アプリCOCOAを導入。					都市部を中心に、救急搬送困難事例や自宅療養者等の増加がみられ、MyHER-SYSや自動架電による健康管理、地域医療関係者への健康観察等の委託、市町村と連携した食事の配達等の生活支援等を実施。			オミクロン株による急激な感染拡大により、保健所がひっ迫。濃厚接触者が急増し、社会経済活動への影響が大きくなったため、オミクロン株の特性を踏まえ、濃厚接触者の待機期間を見直し、発生届や積極的疫学調査を重点化。	
		検査需要の増大に十分対応できず、民間検査機関への支援、医療機関での検査実施、搬送方法の見直し等全国的な検査体制の整備に継続的に取り組み。抗原定性検査キットを導入。					高齢者施設等での集中的検査を進めるとともに、抗原定性検査キットの医療機関、高齢者施設、学校等への配布、職場での活用、薬局での販売などの取組を推進。			日常生活や社会経済活動の継続のため、無料検査事業を実施。抗原定性検査キットの着しい需要増により、市場での入手が困難。業者に對して優先順位付けを行った流通を要請（十分な供給量の確保後、当該要請を解除）。	
地域保健体制	サーベイランス体制を立ち上げ、臨床情報等の収集やクラスター対策を実施。入院調整の都道府県への一元化、全庁体制、外部委託等の方針を提示。業務負担軽減や迅速な情報共有のため、HER-SYSを導入。	検査需要の増大に十分対応できず、民間検査機関への支援、医療機関での検査実施、搬送方法の見直し等全国的な検査体制の整備に継続的に取り組み。抗原定性検査キットを導入。					高齢者施設等での集中的検査を進めるとともに、抗原定性検査キットの医療機関、高齢者施設、学校等への配布、職場での活用、薬局での販売などの取組を推進。			日常生活や社会経済活動の継続のため、無料検査事業を実施。抗原定性検査キットの着しい需要増により、市場での入手が困難。業者に對して優先順位付けを行った流通を要請（十分な供給量の確保後、当該要請を解除）。	
		検査需要の増大に十分対応できず、民間検査機関への支援、医療機関での検査実施、搬送方法の見直し等全国的な検査体制の整備に継続的に取り組み。抗原定性検査キットを導入。					高齢者施設等での集中的検査を進めるとともに、抗原定性検査キットの医療機関、高齢者施設、学校等への配布、職場での活用、薬局での販売などの取組を推進。			日常生活や社会経済活動の継続のため、無料検査事業を実施。抗原定性検査キットの着しい需要増により、市場での入手が困難。業者に對して優先順位付けを行った流通を要請（十分な供給量の確保後、当該要請を解除）。	
ワクチン	国際的な研究開発等支援事業に資金拠出するとともに、日本においても開発支援を開始。海外で販売等が認められたワクチンを特例承認制度の対象とするため、政令を改正。	ワクチンの接種開始や製薬企業との最終契約に向けて必要となる法的手当を実施。接種開始に向け、具体的なワクチン接種の枠組みを構築し、地域の実情を踏まえた接種体制を整備。順次、ワクチンの特例承認を行い、3社とワクチン供給に関して契約。医療従事者等を対象とした先行・優先接種を2月17日から開始。					高齢者の優先接種を4月12日から開始し、7月末までに希望する高齢者への2回接種という目標をおおむね達成。ワクチン開発・生産体制強化戦略を策定。10月から11月にかけて、希望する国民への接種を完了するため、職場接種の実施等により、更なる接種加速化。			追加接種（3回目接種）について、接種間隔の前倒しを行うとともに、1日100万回まで加速化するという目標を2月中旬に達成。また、5～11歳の小児に対するワクチン接種を開始。	
		ワクチンの接種開始や製薬企業との最終契約に向けて必要となる法的手当を実施。接種開始に向け、具体的なワクチン接種の枠組みを構築し、地域の実情を踏まえた接種体制を整備。順次、ワクチンの特例承認を行い、3社とワクチン供給に関して契約。医療従事者等を対象とした先行・優先接種を2月17日から開始。					高齢者の優先接種を4月12日から開始し、7月末までに希望する高齢者への2回接種という目標をおおむね達成。ワクチン開発・生産体制強化戦略を策定。10月から11月にかけて、希望する国民への接種を完了するため、職場接種の実施等により、更なる接種加速化。			追加接種（3回目接種）について、接種間隔の前倒しを行うとともに、1日100万回まで加速化するという目標を2月中旬に達成。また、5～11歳の小児に対するワクチン接種を開始。	
物資	医療用マスク等の関係事業者等への増産要請、国や都道府県による備蓄放出、医療機関等への優先供給。マスクや消毒液等の転売規制。布製マスクの全戸配布を実施。	マスク等の国内生産増や輸入拡大により供給状況が改善したため、物資ごとに順次、計画的な備蓄を行う体制に移行。マスク等の転売規制を解除。保健・医療の状況を踏まえ、関係団体にパルスオキシメータの増産を要請。医療機関に対する個人防護具（PPE）を継続して配布。					酸素ステーションの整備に伴い、酸素濃縮装置の増産要請、確保、無償貸付を行った。自宅療養者増加に伴い、パルスオキシメータも引き続き増産等を依頼。人工呼吸器を医療機関に無償譲渡。			自宅療養者の増加を見越して、パルスオキシメータの更なる安定供給を依頼、買取保証を実施。抗原定性検査キットの買取保証を前提としてメーカーへの増産要請を行い、十分な供給量を確保。	
		マスク等の国内生産増や輸入拡大により供給状況が改善したため、物資ごとに順次、計画的な備蓄を行う体制に移行。マスク等の転売規制を解除。保健・医療の状況を踏まえ、関係団体にパルスオキシメータの増産を要請。医療機関に対する個人防護具（PPE）を継続して配布。					酸素ステーションの整備に伴い、酸素濃縮装置の増産要請、確保、無償貸付を行った。自宅療養者増加に伴い、パルスオキシメータも引き続き増産等を依頼。人工呼吸器を医療機関に無償譲渡。			自宅療養者の増加を見越して、パルスオキシメータの更なる安定供給を依頼、買取保証を実施。抗原定性検査キットの買取保証を前提としてメーカーへの増産要請を行い、十分な供給量を確保。	
水際	入管法による入国拒否とともに、査証の制限を開始。対象地域を順次拡大。入国者の自宅等待機や検査など検査措置を強化。	ビジネス上必要な人材等の往來を可能にするための入国の枠組みを導入。入国時検査に抗原定量検査を導入。海外でのアルファ株の出現を踏まえ、対策を強化。入国後の健康居所フォローアップ体制の強化に継続的に取り組み。					デルタ株の出現を踏まえ、対策を強化。オリパラ大会の際には、選手等大会関係者の入国を入国者総数管理の外枠として運用。			11月末、外国人の新規入国を停止。オミクロン株の知見の蓄積等を踏まえ、3月より自宅等待機措置を緩和、入国者総数管理の目安を引上げ。	
		ビジネス上必要な人材等の往來を可能にするための入国の枠組みを導入。入国時検査に抗原定量検査を導入。海外でのアルファ株の出現を踏まえ、対策を強化。入国後の健康居所フォローアップ体制の強化に継続的に取り組み。					デルタ株の出現を踏まえ、対策を強化。オリパラ大会の際には、選手等大会関係者の入国を入国者総数管理の外枠として運用。			11月末、外国人の新規入国を停止。オミクロン株の知見の蓄積等を踏まえ、3月より自宅等待機措置を緩和、入国者総数管理の目安を引上げ。	

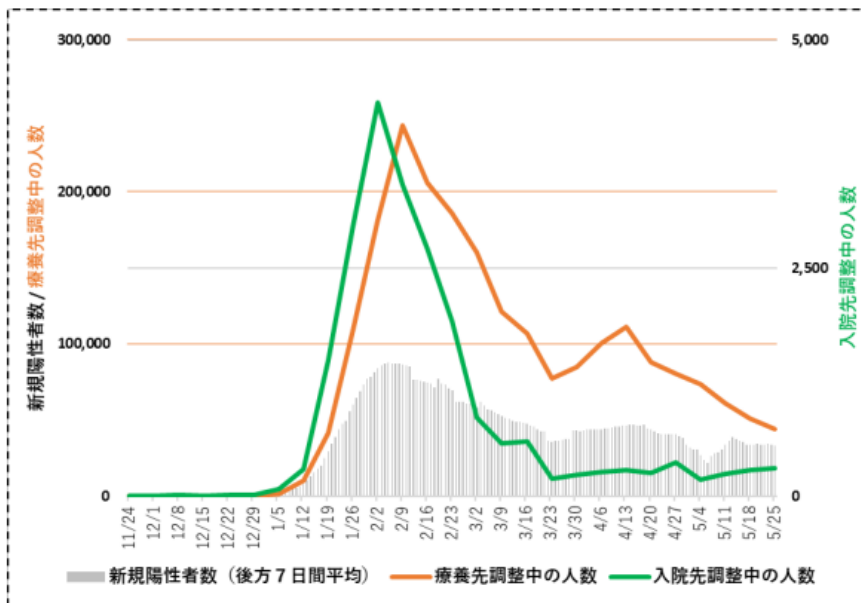
確保病床数の推移



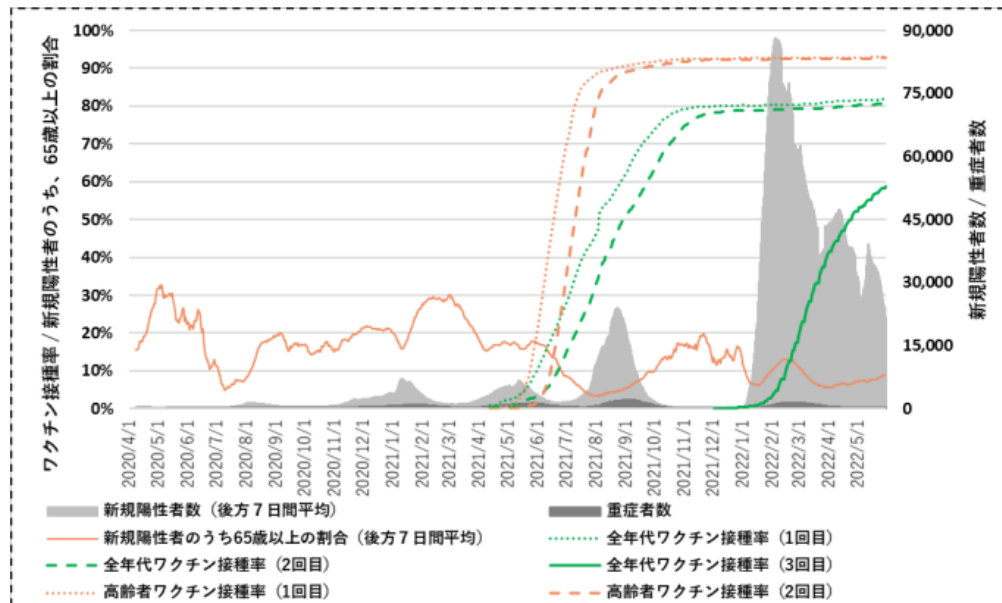
PCR 検査実施数、新規陽性者数/PCR 検査実施件数の推移



療養先調整中の人数等の推移 (2021.11~2022.5) 【保健所業務のひっ迫の状況】



全国の新規陽性者数等及びワクチン接種率

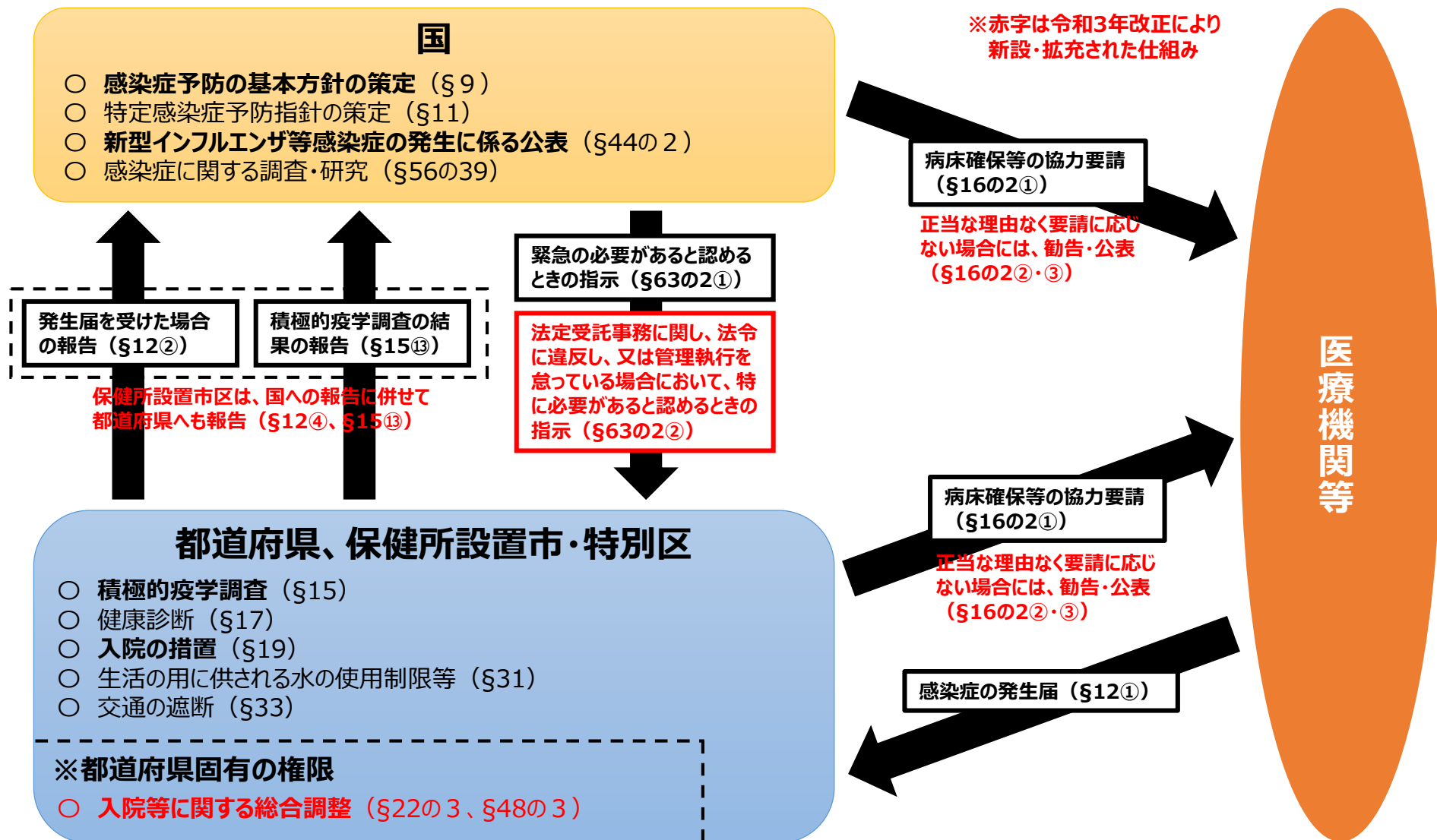


感染症法（※）における国と都道府県、保健所設置市・特別区の関係

第1回専門小委員会
資料

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

- 感染症法においては、積極的疫学調査や入院措置などの患者に対する権限行使や、病床確保の協力要請などの民間事業者に対する権限行使は、**第一義的には保健所を設置する自治体の長（都道府県知事又は保健所設置市・特別区の長）が行うもの**とされている。国は、**感染症予防の基本指針の策定や、緊急の必要があると認めるとき等の自治体への指示**などを行うものとされている。



新型インフル特措法（※）における国と都道府県の関係

第1回専門小委員会
資料

※新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）

- 新型インフル特措法においては、休業要請など民間事業者に対する権限行使の多くは、都道府県知事が行うものとされ、国は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の公示及び基本的対処方針に基づく総合調整や指示を行うことができるものとされている。

国

- 新型インフルエンザ等の発生等に関する報告（§14）
- 政府対策本部の設置（§15）
- 基本的対処方針の策定（§18）
 - ・ 新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実
 - ・ 当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針
 - ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項
- まん延防止等重点措置の公示（§31の4）
- 緊急事態宣言（§32）

※赤字は令和3年改正により
新設・拡充された仕組み

※下線はまん延防止等重点措置又は
緊急事態措置の実施期間中の措置



都道府県

- 都道府県対策本部の設置（§22）
 - ※ 政府対策本部が設置されたとき、直ちに設置（権限）
- 当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整（§24①）
- 公私の団体又は個人に対する協力の要請（§24⑨） 等

医療等の実施の
要請等（§31）

休業等の協力要請等
（§31⑥、§45 等）

立入検査等（§72）

民間事業者・医療機関等